

令和 3 年度「自己点検・評価」報告

令和 4 年 3 月

独立行政法人国立高等専門学校機構

釧路工業高等専門学校

令和 3 年度自己点検・評価委員会

まえがき

本校の自己点検・評価は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施している高等専門学校機関別認証評価（以下、機関別認証評価）の基準を準用して、自己点検・評価委員会が担当している。この実施周期は、令和２年度から隔年で実施することとなっている。

このため、間である令和３年度は、令和元年度に受審した機関別認証評価において「指摘事項（要改善）」とされた項目と「優れた点」とされた項目の令和２年度の取り組み状況に焦点を当てて自己点検・評価をおこなった。

自己点検・評価概要

機関別認証評価において確認される点検・評価基準は基準１から基準８および選択的評価事項に関わる評価である。本報告では基準１から基準８を対象としている。

基準１

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学校の構成員及び学外関係者からの意見聴取について、卒業（修了）生及び進学先から意見聴取を行う体制が整備されておらず、その結果を自己点検・評価に反映しているとはいえない”については、令和２年度は改善の取り組みの途上であった。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“準学士課程の一部科目において、複数年度に渡り、同一の試験問題が出題されている”については、令和２年度は改善の取り組みの途上であった。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた「改善を要する点」とされた“学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、見直しを行う体制を整備しておらず、学校の目的及び三つの方針の見直しが行われていない。”については、令和２年度は改善の取り組みの途上であった。

基準２

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“ＦＤの結果について、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていることを学校として分析・評価する取組が十分とはいえない”については、令和２年度は改善の取り組みの途上であった。

基準３

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“施設等の利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制の整備が十分とはいえない”については、令和２年度は改善の取り組みの途上であった。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“ＩＣＴ環境について、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制が整備されていない”については、令和２年度は改善の取り組みの途上であった。

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「優れた点」として評価された“工学系専門科目の理解に必要な理数系基礎学力の習得、入学時における学力の補充及び学習習慣の定着についてのニーズに対して、数学や物理を苦手とする学生に対するリメディアル教育と学習習慣の定着を目的とした特別補習・自学自習支援（SSL 数学、SSL 物理）の取組”については、令和２年度も継続的に実施されていた。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「優れた点」として評価された“高度な数学に対する興味を抱く学生のニーズに対して、数学を通して探求心、論理的思考、発信力、創造力、チャレンジ精神等を育むことを目的とした数学特進学習の取組”については、令和２年度も継続的に実施されていた。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「優れた点」として評価された“障害学生支援委員会を中心とした取組”については、令和２年度も継続的に実施されていたが、一部課題も認められた。

基準４

- ・改善を要するという指摘はなかった。

基準５

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「優れた点」として評価された“創造力を育む教育方法の工夫として、本格的な専門教育が始まる２年次において、各専門分野の基礎的内容と思考力を養う内容を組み合わせた授業科目としてスマートメカニクスコースでは「創造工学基礎演習」、エレクトロニクスコースでは「電子計算機Ⅰ」、「創造工学」、建築デザインコースでは「デザイン工学」の取組”については、令和２年度も継続的に開講されていた。これらの創造性を育む教育方法の工夫の結果、各専門分野の卒業研究発表や関連学会での発表、プログラミングコンテストや建築コンテストでの入賞、未踏ジュニアプロジェクト採択、地域貢献表彰の受賞の他、本校学生が教育システム情報学会北海道支部学生研究発表会で５年連続となる優秀発表賞を受賞するなど成果が認められた。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学修単位科目の履修時間の実質化のための対策を学校として適切に講じていない”については、引令和２年度は改善の取り組みの途上であった。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“成績評価資料が適切に保管されていない”については、令和２年度は改善の取り組みの途上であった。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“卒業認定基準に関する学生の認知状況を学校として把握するための取組は十分とはいえない”については、令和２年度は改善の取り組みの途上であった。

基準６

- ・改善を要する指摘事項はなかった

基準 7

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）からの意見聴取を行っていない。”については、令和2年度は改善の取り組みの途上であった。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「優れた点」として評価された“準学士課程（本科）卒業生の就職”について、令和2年度も就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、及びサービス業等となった。また、進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も各専門分野に関連した高専専攻科（学士課程）や大学の工学系の学部等となった。

基準 8

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“成績評価資料が適切に保管されていない”と“学校として成績評価の妥当性の事後チェックを実施しているとはいえない”については、令和2年度は改善の取り組みの途上であった。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“修了認定基準に関する学生の認知状況を学校として把握するための取組は十分とはいえない”については、令和2年度は改善の取り組みの途上であった。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「優れた点」として評価された“専攻科課程（学士課程）修了生の就職”について、令和2年度も就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、及びサービス業等となった。また、進学について、令和2年度の希望者はいなかったが、例年の進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も専攻の分野に関連した大学の科学技術系の研究科等となった。

具体的な内容は、次項以降に示すとおりである。

なお、

青文字、■印は、令和元年度機関別認証評価時に提出した内容

赤文字、■印は、令和2年度自己点検・評価書の内容

緑文字、■印は、令和3年度自己点検・評価の内容

を意味する。

令和4年3月16日

令和3年度自己点検・評価委員会

委員長 川村 淳浩

令和 3 年度
釧路工業高等専門学校自己点検・評価書
(自己点検・評価委員会)

※ 令和 3 年度に実施した令和 2 年度の取組に対する自己点検・評価は、緑文字で追記

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点

【重点評価項目】

- 1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。

【重点評価項目】

- 観点 1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。

【留意点】

- 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については 1-1-④ で分析する。）
- 定期的に行うということは、7 年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング[※]や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。
※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。
- 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。
- 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。
- 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。
- 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。

関係法令 (法)第 109 条 (施)第 166 条 (設)第 2 条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する
□ 満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。

- 定めている
□ 定めていない

◇実施の方針が明示されている規程等
[資料 1-1-①-\(1\)-01「自己点検・評価委員会規則」](#)
及び[資料 1-1-①-\(1\)-02「評価基本方針」](#)
[資料 1-1-①-\(1\)-3「評価・改善基本方針」](#)

(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等） 資料 1-1-①-(1)-1「自己点検・評価委員会規則」 資料 1-1-①-(2)-1「委員会規則」
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■設定している □設定していない	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等） 資料 1-1-①-(1)-2「評価基本方針」 資料 1-1-①-(3)-1「平成 30 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事概要(一部抜粋)」 資料 1-1-①-(3)-1「自己点検・評価実施要項」
認証評価による「改善を要する点」	○自己点検・評価の基準・項目等について、明確に設定していない。
改善の取組	評価基本方針を評価・改善基本方針として、自己点検・評価の資料収集等の担当及び本校の改善活動について明確に定める改正を行った。また、自己点検・評価委員会に係る委員会規則を改正、自己点検・評価実施の方針及び基準項目等について定めた自己点検・評価実施要項を制定した。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

【重点評価項目】 観点 1－1－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。	
【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7 年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1－1－①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1－1－①(3)と関連。）	
関係法令	（法）第 109 条 （施）第 166 条 （設）第 2 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	

自己点検・評価結果欄（該当する口欄を チェック■）	自己点検・評価の根拠資 料・説明等欄	
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に 収集・蓄積しているか。 ■収集・蓄積している □収集・蓄積していない	◇収集・蓄積状況がわかる資料 資料 1-1-②-(1)-1「平成 28 年度自己点検・評価報告書」 資料 1-1-②-(1)-2「平成 29 年度自己点検・評価報告書」 資料 1-1-②-(1)-3「平成 30 年度自己点検・評価報告書」 ◇担当組織、責任体制がわかる資料 資料 1-1-①-(1)-1「釧路工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則」 資料 1-1-①-(1)-3「評価・改善基本方針」	
(2) 自己点検・評価を定期的実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。） ◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。 資料 1-1-②-(2)-1「H28 年度自己点検・評価結果提言に対する回答」 資料 1-1-②-(2)-2「H29 年度自己点検・評価結果報告に対する回答」 資料 1-1-②-(1)-3「平成 30 年度自己点検・評価報告書」	
(3) (2)の結果を公表しているか。 ■公表している □公表していない	◇公表状況がわかる資料（ウェブサイトのアドレスの明示でも可。） 平成 28 年度から平成 30 年度の自己点検・評価（概要）を、以下の WEB ページで公開している。 https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3644/	
認証評価による「改善を要する点」	○自己点検・評価の実施のため、根拠となるデータや資料を収集・蓄積する担当組織及び責任体制が明確になっていない。	
改善の取組	評価基本方針を評価・改善基本方針として改正し、自己点検・評価の実施のため、根拠となるデータや資料を収集・蓄積する担当組織及び責任体制を明確化した。	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】	

【重点評価項目】

観点 1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

【留意点】 ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■教員 ■職員 ■在学生 ■卒業（修了）時の学生 ■卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 □保護者 ■就職・進学先関係者	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。） 資料 1-1-③-(1)-1「意見箱設置状況」 資料 1-1-③-(1)-2「意見箱投書への回答審議（学生委員会議事録抜粋）」 資料 1-1-①-(3)-1「自己点検・評価実施要項」 資料 1-1-③-(1)-3「自己点検・評価申し合わせ」 資料 1-1-③-(1)-4「卒業生等に対するアンケート(R2.12実施)」 資料 1-1-③-(1)-5「R 元年度後援会長と話そう」 R2 年度実施アンケート生データ(個人情報削除) 資料 1-1-③-(1)-06「企業団体に対するアンケート」 資料 1-1-③-(1)-07「進学先に対するアンケート」 資料 1-1-③-(1)-08「卒業生・修了生に対するアンケート」 ◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） 【在学生の意見聴取】 ■学習環境に関する評価 ■学生による授業評価 ■学生による教育・学習の達成度に関する評価 (進級時等、卒業（修了）前の評価) ■学生による満足度評価 (進級時等、卒業（修了）前の評価) □その他	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所 ◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。 外部評価に関しては、第三期中期目標・中期計画期間を総括するため、外部有識者である運営諮問委員会において、中期計画達成に関する自己評価結果について、評価を依頼し、一定の評価をえている。 資料 1-1-③-(2)-1「平成 30 年度外部評価報告書」 また、現在学科改組進行期間中であり、平成 28 年度から毎年度設置計画履行状況調査を受け、自己点検・評価を行い国立高等専門学校機構に提出しており、指摘事項

【卒業（修了）時の意見聴取】 ■卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ■卒業（修了）時の学生による満足度評価 □その他 【卒業（修了）後の意見聴取】 □卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 □卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 □その他 【外部評価】 ■外部有識者の検証 □教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE 等。） ■設置計画履行状況調査 □その他	等は付されていない。 資料 1-1-③-(2)-2「平成 28 年度設置計画履行状況調査」 資料 1-1-③-(2)-3「平成 29 年度設置計画履行状況調査」 資料 1-1-③-(2)-4「平成 30 年度設置計画履行状況調査」 加えて、平成 29 年度に JABEE 認証を受け、同様に専攻科については、特例適用専攻科の認定を受けている。 資料 1-1-③-(2)-4「平成 29 年度 JABEE 認定審査結果報告書」 資料 1-1-③-(2)-5「短期大学及び高等専門学校の専攻科の学士の学位の授与に係る特例の適用認定について」 資料 1-1-③-(2)-6「運営諮問委員会規則」 資料 1-1-③-(2)-7「運営諮問委員会議題一覧」
認証評価による「改善を要する点」	○学校の構成員及び学外関係者からの意見聴取について、卒業（修了）生及び進学先から意見聴取を行う体制が整備されておらず、その結果を自己点検・評価に反映しているとはいえない。
改善の取組	自己点検・評価実施要項及び自己点検・評価申し合わせを制定し、意見聴取の方法等について定めた。 平成 28 年 3 月卒業生及び就職・進学先宛のアンケートを令和 2 年 12 月に実施し、回答期限を令和 3 年 2 月 28 日までとしているため、分析等は今後行うこととなる。 また、「後援会長と話そう」と題した保護者からの意見を聴取する機会を設けており、後援会と連携し意見聴取を実施している。 令和 2 年 12 月に卒業生及び就職・進学先宛のアンケートが実施された。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】 アンケートは予定通り実施されたが回収率が低く、データ化するまでに至っていないため、分析・評価が今回はなされていない。回収率を上げる工夫および低い回収率でも、得られた結果を取り入れる工夫などが検討されているか、教務委員会に要確認。

【重点評価項目】 観点 1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。
【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任

の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1-1-①-(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、J A B E E（日本技術者教育認定機構）によるJ A B E E 認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■整備されている □整備されていない	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等） 資料 1-1-①-(1)-02「評価基本方針」 資料 1-1-①-(1)-3「評価・改善基本方針」
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■対応している □対応していない □指摘を受けていない	◇対応状況がわかる資料 評価結果について周知のうえ、同一の試験問題を使用しないよう通知している。 資料 1-1-④-(2)-1「R 元.11.11 教員連絡会記録」 資料 1-1-④-(2)-2「R2.2.3 教員連絡会記録」 資料 1-1-④-(2)-3「R2.3.30 教職員通知メール」 資料 1-1-④-(2)-04「R2 年度 1 月定例教務委員会資料 11」
(3) (2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■改善に向けた取組を行っている □改善に向けた取組を行っていない	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所 ◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料 資料 1-1-②-(2)-1「H28 年度自己点検・評価結果提言に対する回答」 資料 1-1-②-(2)-2「H29 年度自己点検・評価結果報告に対する回答」 資料 1-1-②-(1)-3「平成 30 年度自己点検・評価報告書」
認証評価による「改善を要する点」	○前回の機関別認証評価で指摘された改善を要する点のうち、「準学士課程の一部科目において、複数年度に渡り、同一の試験問題が出題されている。」について、十分に改善されているとはいえない。
改善の取組	令和元年度受審の認証評価結果に関するアンケート調査を実施し、今回および前回の調査において指摘のあった事項について教職員全員が確認していることを把握した。

	成績評価等についてのチェック体制の構築の一環としてセルフチェックを行うことを決定し、セルフチェックリストを教務委員会で作成した。答案保管サーバの運用開始に合わせて施行予定。（令和３年度夏よりサーバが運用開始されたので、令和３年度の３月より実施されることになっている。）
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】 チェック体制の構築はまだ進行中である。

評価の視点

1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。

（準学士課程）

観点1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。
- 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のII目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。
- 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。

関係法令	(法)第117条 (施)第165条の2 (設) 第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
------	---

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■準学士課程全体として定めている ■学科ごとに定めている □その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） 「ディプロマポリシー（卒業認定方針）」 https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/honka_diploma_policy2.pdf

(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ☒ 整合性を有している ☐ 整合性を有していない		「本校の教育・学習目標」 https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3261/ ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(3) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ☒ 示している ☐ 示していない		
認証評価による「改善を要する点」		
改善の取組		
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】	

観点 1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 2 項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校で判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）

○ (3) の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。	
関係法令	(施)第 165 条の 2 (設)第 15 条、第 16 条、第 17 条 (第 7 項)、第 17 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 準学士課程全体として定めている ☒ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） 「カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）」（創造工学科）：改正後 https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/honka_curriculum_policy2.pdf
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ☒ 整合性を有している ☐ 整合性を有していない	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ どのような教育課程を編成するかを示している ☒ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ☐ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
認証評価による「改善を要する点」	○準学士課程及び専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）において、学習成果をどのように評価するかが明示されていない。
改善の取組	カリキュラムポリシーにおいて、創造工学科及び専攻科の学修成果の評価方法を明記する改正を行った。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。 ○ 「学力の3要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。	
関係法令	(法)第57条、第118条(施)第165条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■準学士課程全体として定めている ■学科ごとに定めている □その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） 「アドミッションポリシー（入学者受入方針）」（創造工学科）：改正後 https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/honka_admission_policy2.pdf
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■目的・方針等を踏まえて策定している □目的・方針等を踏まえて策定していない	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。

ない	
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない	
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない	
(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ☒ 含まれている ☐ 含まれていない	
認証評価による「改善を要する点」	○準学士課程及び専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）において、入学者選抜の基本方針が明示されていない。
改善の取組	アドミッションポリシーにおいて、創造工学科及び専攻科の入学者選抜の基本方針を明記する改正を行った。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

（専攻科課程） 観点1－2－④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点1－2－①の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	(法)第119条第2項 (施)第165条の2 (設)第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック ☒) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック ☒)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■専攻科課程全体として定めている ■専攻ごとに定めている □その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料 「ディプロマポリシー（卒業認定方針）」 https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/senkouka_diploma_policy2.pdf
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ■整合性を有している □整合性を有していない	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■示している □示していない	
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点1－2－②の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	(施)第165条の2 (設)第15条、第16条、第17条(第7項)、第17条の2 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)
観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する□欄を	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

チェック■)		
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 専攻科課程全体として定めている ☐ 専攻ごとに定めている ☐ その他		◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料 「カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）」（専攻科）：改正後 https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/senkouka_curriculum_policy2.pdf ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ☒ 整合性を有している ☐ 整合性を有していない		
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ どのような教育課程を編成するかを示している ☒ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ☐ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他		
認証評価による「改善を要する点」		
改善の取組		
特記事項		【優れた点】 【改善を要する点】

観点1－2－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点1－2－③の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	(法)第119条第2項(施)第165条の2、第177条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	

自己点検・評価結果欄（該当する□欄を チェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受 入れに関する方針（アドミッション・ ポリシー）を定めているか。（該当する 選択肢にチェック■する。） ☒ 専攻科課程全体として定めている ☒ 専攻ごとに定めている ☐ その他		◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッショ ン・ポリシー） 「アドミッションポリシー（入学者受入方針）」（専攻 科）：改正後 https://www.kushiro- ct.ac.jp/wordpress/pdf/senkouka_admission_policy2.pdf ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体 的に記述する。
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミ ッション・ポリシー）は、学校の目的 や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記 載したもの）、修了の認定に関する方針 （ディプロマ・ポリシー）、教育課程の 編成及び実施に関する方針（カリキュ ラム・ポリシー）を踏まえて策定して いるか。 ☒ 目的・方針等を踏まえて策定してい る ☐ 目的・方針等を踏まえて策定してい ない		
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミ ッション・ポリシー）には、「入学者選 抜の基本方針」を明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない		
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミ ッション・ポリシー）には、「求める学 生像（受け入れる学生に求める学習成 果を含む。）」を明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない		
(5) 受入れる学生に求める学習成果には 「学力の3要素」に係る内容が含まれ ているか。 ☒ 含まれている ☐ 含まれていない		
認証評価による「改善 を要する点」		
改善の取組		
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】	

評価の視点 1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。	
観点1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。	
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。	
関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 □満たしていると判断する ■満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■なっている □なっていない	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。） 資料1-3-①-(1)-1「目標・ポリシー・方針等制定規則」 資料1-1-①-(1)-3「評価・改善基本方針」
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 □点検して、改定している □点検した上で、改定を要しないと判断している ■点検していない	◇点検の実情に関する資料（実績） 今後、各種意見聴取を通じて、社会の状況等を把握し、見直しに繋げていく。 高専機構からディプロマポリシー(DP)、カリキュラムポリシー(CP)の改訂依頼が来ており、この際に、三つのポリシーに対して社会の状況等を反映させることにも留意しつつ作業を進めている。 資料1-3-①-(2)-01「学内教員向けメーリングリストに投稿された『高専教育の質保証勉強会(第3回)』の録画データの所在の連絡メール Tstaff:23972」 資料1-3-①-(2)-02「学内教員向けメーリングリストに投稿された『高専教育の質保証勉強会(第4回)』の録画データの所在の連絡メール Tstaff:24181」 資料1-3-①-(2)-03「第3回質保証勉強会事前資料」 資料1-3-①-(2)-04「第4回質保証勉強会事前資料」 （参考: 資料1-3-①-(2)-05「R3年度12月定例教務委員会資料16-1項目2」）
認証評価による「改善を要する点」	○学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、見直しを行う体制を整備しておらず、学校の目的及び三つの方針の見直しが行われていない。

改善の取組	目標・ポリシー・方針等制定規則において三つの方針の見直しに関する改正を行ったほか、評価基本方針を評価・改善基本方針として、自己点検・評価の資料収集等の担当及び本校の改善活動について明確に定める改正を行った。 高専機構からディプロマポリシー(DP)、カリキュラムポリシー(CP)の改訂依頼が来ており、教務主事を中心に見直し作業が進められている。高専機構主催の質保証勉強会のポリシー見直し関連の回(第3回、第4回)の録画データの所在について全教員に案内し、改定作業に関する情報共有を行った。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】 社会の条項等を把握した上での、学校の目的及び三つの方針を定期的に見直し・点検する体制の構築についての協議をより具体的に進める必要がある。また、現在進めている上記の見直し・点検作業についても加速して進める必要があると思われる。

基準2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

- 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に係る記述が明確になっていることを分析すること。
- 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。

関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。

■整合性がとれている

□整合性がとれていない

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。

[「資料2-1-①-\(1\)-1_創造工学科の教育上の編成等に関する規則」](#)

「ディプロマポリシー（卒業認定方針）」

https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/honka_diploma_policy2.pdf

「本校の教育・学習目標」

<https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3261/>

本校は、創造工学科1学科3コースのもと、5分野を設置している。

本評価書Ⅱの記載の通り、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において「学習目標に定める実践的・創造的技術者としての能力及び各コース・各分野に下記の能力を身につけ、5年間の課程を修了した者に対し卒業を認定する。」と定めており、「釧路工業高等専門学校の使命及び目的」、「養成すべき人材像」と共に、学校の目的に沿っており、整合性を有した学科の構成となっている。

認証評価による「改善を要する点」

改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 2 - 1 - ② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	
【留意点】 ○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に係る記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。	
関係法令	(法)第 119 条第 2 項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■整合性がとれている □整合性がとれていない	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料 資料 2-1-②-(1)-1「釧路工業高等専門学校学則（専攻科部分のみ抜粋）」 「ディプロマポリシー（卒業認定方針）」 https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/senkouka_diploma_policy2.pdf ◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。 本校専攻科は、建設・生産システム工学専攻及び電子情報システム工学専攻の 2 専攻を設置している。 本評価書Ⅱの記載の通り、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において「学習目標に定める実践的・創造的技術者としての能力及び各専攻に下記の能力を身につけることを達成した者に対し修了を認定する。」と定めており、「釧路工業高等専門学校の使命及び目的」の専攻科に関する記載および「養成すべき人材像」と共に、学校の目的に沿っており、整合性を有した専攻の構成となっている。

認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 2 - 1 - ③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	
【留意点】 なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等） 資料 2-1-③-(1)-1「平成 30 年度釧路工業高等専門学校 会議・センター等委員会体制」 資料 2-1-③-(1)-2「教務委員会規則」 資料 2-1-③-(1)-3「専攻科委員会規則」 資料 2-1-③-(1)-4「学生委員会規則」 資料 2-1-③-(1)-5「寮務委員会規則」 資料 2-1-③-(1)-6「入学試験委員会規則」
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等） 資料 2-1-③-(2)-1_平成 28 年度第 38 回企画会議 議事メモ

評価の視点

2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。
 (例1) 目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。
 (例2) 目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる(助手は除く。)
- (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。

関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。
 ■確保している
 □確保していない

令和元年度学校要覧参照

(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。
 ■確保している
 □確保していない

(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。
 ■確保している
 □確保していない

(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。
 ■担当が適切である
 □担当が適切でない

令和元年度学校要覧参照

(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。(該当する選択肢にチェック■する。)
 ■博士の学位
 □ネイティブスピーカー(担当する言語を母国語とする)
 ■技術資格
 ■実務経験(教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等)

◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。
[資料2-2-①-\(5\)-1_平成30年度事業報告書\(人事関係\)_優れた教員の確保](#)
[資料2-2-①-\(5\)-2「R元年度事業報告書\(人事関係\)_優れた教員の確保」](#)

☐ 海外経験 ☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 2 - 2 - ② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法)第 119 条第 2 項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
（根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科の認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 ☒ 適切に確保している ☐ 適切に確保していない	令和元年度学校要覧参照 ◆左記について、資料を基に記述する。 適切な専門分野の教員が授業を担当しているかについては、特例認定専攻科の認定及び JABEE 認定を受けている関係から、適切であると判断している。一例として、本校教務主事の特例認定申請の際に提出した様式を添付する。
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ☒ 担当が適切である ☐ 担当が適切でない	

	資料 2-2-②-(2)-1_特例認定専攻科申請_教務主事 (参考例)
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。 ■担当が適切である □担当が適切でない	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料 本校教員の研究者情報については、国立高専研究情報ポータルサイト https://research.kosen-k.go.jp/researcher-list/?page=1&limit=30&districtId=01&affiliationId=6508000000 に記載されている。 また、担当授業科目の内容については、 高専 WEB シラバス https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicDepartments?school_id=03 に記載されている。 以上から適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していると判断できる。
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 2 - 2 - ③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設)第 6 条第 6 項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■配慮している □配慮していない	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4 - 3 - ①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。） 国立高専研究情報ポータル https://research.kosen-k.go.jp/researcher-list/?page=1&limit=30&districtId=01&affiliationId=6508000000

		Id=6508000000 ◆配慮の取組について、資料を基に記述する。 募集条件の中では明確でないが、採用業務の中で、職種や担当内容によって必然的に年齢構成の平均化が図れている。
(2) (1)以外に配慮している措置はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■教育経歴 ■実務経験 ■男女比 ☐ その他		◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 資料 2-2-③-(2)-1_教員選考基準 資料 2-2-③-(2)-2_教員の選考手続きについて 資料 2-2-③-(2)-3_教員公募について ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■学位取得に関する支援 ☐ 任期制の導入 ■公募制の導入 ■教員表彰制度の導入 ☐ 企業研修への参加支援 ■校長裁量経費等の予算配分 ■ゆとりの時間確保策の導入 ☐ サバティカル制度の導入 ☐ 他の教育機関との人事交流 ☐ その他		◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 資料 2-2-③-(3)-1「校長裁量経費取扱要項」 資料 2-2-③-(3)-2「教育業績賞実施要項」 資料 2-2-③-(3)-3「R 元年度教員の変形労働関係資料」 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
認証評価による「改善を要する点」		
改善の取組		
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】	

評価の視点 2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。	
観点2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。	
【留意点】 なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇教員評価に係る規程等がわかる資料 資料 2-3-①-(1)-1 釧路工業高等専門学校校長個人面談実施要項 ◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料 資料 2-2-③-(2)-1 教員選考基準 資料 2-2-③-(2)-2 教員の選考手続きについて 資料 2-3-①-(2)-1 教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない	
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 給与における措置 ☒ 研究費配分における措置 ☐ 教員組織の見直し ☒ 表彰 ☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 資料 2-2-③-(3)-1 「校長裁量経費取扱要項」 資料 2-2-③-(3)-2 「教育業績賞実施要項」 ◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ☐ 実施している ☒ 実施していない	◇教員評価に係る規程等を定めた資料 ◇実施していることがわかる資料
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	

特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。	
【留意点】 ○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。	
関係法令	(設)第11～14条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■定めている □定めていない	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。） 資料2-2-③-(2)-1_教員選考基準 資料2-2-③-(2)-2_教員の選考手続きについて 資料2-3-①-(2)-1_教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■模擬授業の実施 ■教育歴の確認 ■実務経験の確認 ■海外経験の確認 ■国際的な活動実績の確認 □その他	◇実施・確認していることがわかる資料 資料2-2-③-(2)-1_教員選考基準 資料2-2-③-(2)-3_教員公募について ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■行っている □行っていない	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 □定めている ■定めていない	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	

特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】
------	-----------------------------------

評価の視点

2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

観点2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。

【留意点】 なし。

関係法令 (設)第17条の4

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。
■整備している
□整備していない

◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程
[資料2-1-③-\(1\)-2「教務委員会規則」](#)
[資料1-1-③-\(1\)-3「自己点検・評価申し合わせ」](#)
◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料
[資料2-4-①-\(1\)-1「ファカルティ・ディベロップメント実施状況」](#)
[資料2-4-①-\(1\)-2_FD講演会の実施について](#)
[資料2-4-①-\(1\)-03_令和2年度12月定例教務委員会_資料10](#)
[資料2-4-①-\(1\)-04_令和2年度12月定例教務委員会_議事概要_審議事項\(7\)](#)

(2) 定期的にFDを実施しているか。
■実施している
□実施していない

◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料
[資料2-4-①-\(1\)-2_FD講演会の実施について](#)
[資料2-4-①-\(1\)-3_R元.6.6教員FD](#)
[資料2-4-①-\(2\)-01「学生のモチベーションアップのための授業改善に関するFD」並びに「セキュリティ教育に関するFD」のお知らせ](#)
(R02.12.22_全教員宛電子メール_[Tstaff:26615])
[資料2-4-①-\(2\)-02_令和2年度3月定例教務委員会_資料6](#)
[資料2-4-①-\(2\)-03_令和2年度3月定例教務委員会_議事概要_報告事項\(8\)](#)

◇FDに関する報告書等の該当箇所等
※参加状況等の記載なし。
※「学生のモチベーションアップのための授業改善に関するFD」のみ報告あり。

	※「セキュリティ教育に関するFD」の報告は未発見。
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 □結びついている ■結びついていない	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。 ※「学生のモチベーションアップのための授業改善に関するFD」による改善については、R03年度へ申し送られ、共有された取組事例を各教員が授業に採り入れ、その結果を教務委員会へ報告することになっている。確実に継続しているか？教務委員会へ要確認。
認証評価による「改善を要する点」	FDの結果について、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていることを学校として分析・評価する取組が十分とはいえない。
改善の取組	自己点検・評価申し合わせを制定した。令和元年度3月定例運営会議（3月25日開催）で、「教員FD実施組織において作成したアンケートをFD受講者を実施して集計・分析を行った後、自己点検・評価委員会において評価及び改善提案を実施する」という改善方策が報告された。 令和2年度は、令和2年12月22日に教務委員会による教員FDが実施された（現在アンケートの集計・分析が進められている）。 令和2年度のFDは実施されてはいるが、報告書等の資料が不足している。報告があったものについても、同年度中は各教員の取組事例の収集に留まり、分析・評価まで至っていない。次年度への申し送り事項としても、各教員の個別的・試行錯誤的な取組の呼掛けに留まっている。したがって現時点（R03.12）では、授業改善活動が学校として組織的に取組まれているとは言えず、改善に結びついていることも確認できない。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】 まずは、指摘事項について組織として理解し、認証評価が要求する条件に即した方法で取組む必要がある。さらに、その取組の成果を示す必要がある。 具体的には、授業改善について、FDを計画・実施するだけ、模索を各教員へ丸投げするだけに終わらせず、その成果を <u>学校として調査・分析・評価すること</u> 。また、これらの過程について、 <u>実施組織（教務委員会）において、資料を確実に作成・保管すること</u> 。

観点2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。	
関係法令	(法)第120第1項第1号、2号、7号 (設)第7条、第10条、第25条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ☐ 配置している ☐ 配置していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料 令和元年度学校要覧参照 資料 2-4-②-(1)-1_教育研究支援センター規則 資料 2-4-②-(1)-2_教育研究支援センター業務要項 資料 2-4-②-(1)-3_教育研究支援センター運営委員会における作業グループ設置に関する申合せ
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ☐ 配置している ☐ 配置していない	
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。	
【留意点】 ○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点 4-2-⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料 資料 2-4-③-(1)-1_事務職員・技術職員対象のSD・研修等の実施・参加状況 資料 2-4-③-(1)-2_R 元年度事務職員・技術職員対象の SD・研修等の実施・参加状況
認証評価による「改善を要する点」	

改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点

3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

観点3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。

【留意点】

○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定する施設のことである。

関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。

■確保している

□確保していない

令和元年度学校要覧参照

(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。

■確保している

□確保していない

令和元年度学校要覧参照

(3) 運動場を設けているか。

■校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている

□その他の適当な位置に設けている

□設けていない

◇設置状況がわかる資料

[資料 3-1-①-\(3\)-1「配置図\(大楽毛団地\)」](#)のとおり校舎と同一敷地内に運動場を設置している。

◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。

(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。

■備えている

□備えていない

◇設置状況がわかる資料

高等専門学校設置基準(以下同基準)第23条1項一号に定める、校長室、会議室及び事務室は、[資料 3-1-①-\(4\)-1「校舎1階平面図」](#)のとおり備えている。

同基準23条1項一号に定める、教員室は、[資料 3-1-①-\(4\)-2「2号棟校舎平面図等\(教員室\)」](#)のとおり備えている。

同基準23条1項二号に定める、教室及び研究室は、[資料 3-1-①-\(4\)-3「校舎平面図 教室及び研究室等」](#)のとおり備えている。

同基準23条1項三号に定める、図書館は、[資料](#)

	3-1-①-(4)-5「図書館平面図」のとおり備えている。 同基準 23 条 1 項三号に定める、保健室は、資料 3-1-①-(4)-1のとおり備えている。 同基準 23 条 1 項三号に定める、学生控室は、資料 3-1-①-(4)-6「専攻科棟 学生ルーム」のとおり備えている。 同基準 23 条 2 項に定める、情報処理及び語学の学習のための施設は、多く設置されているが、全校共用施設のみでも、資料 3-1-①-(4)-7「プログラミング演習室等及び語学演習室」のとおり備えている。 同基準 23 条 3 項に定める、体育館及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設は、資料 3-1-①-(3)-1「配置図(大楽毛団地)」のとおり備えている。
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■実験・実習工場 □練習船 □その他	◇設置状況がわかる資料 資料 3-1-①-(5)-1「実習工場」のとおり備えている。 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■設けている □設けていない	◇設置状況がわかる資料 資料 3-1-①-(6)-1「図書館・学習支援施設の現状」
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。(該当する選択肢にチェック■する。) □厚生施設 ■コミュニケーションスペース □その他	◇設置状況がわかる資料 資料 3-1-①-(7)-1「コミュニケーションスペースの設置状況」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇安全衛生管理体制がわかる資料 資料 3-1-①-(8)-1「安全衛生委員会規則」 ◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等 資料 3-1-①-(8)-2「実習工場および工場内機器類の使用上の注意事項」
(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■機能している □機能していない	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている事例に関する資料を基に記述する。 資料 3-1-①-(9)-1「AED 講習会案内メール」 資料 3-1-①-(9)_2「R 元.9.18_AED 講習会の開催について」 資料 3-1-①-(9)-3「令和元年度救急救命講習会の開催について」

(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料 資料 3-1-①-(10)-1「バリアフリー化の現状」のとおり、主な出入口にはスロープを設置し、各棟の2階及び3階に車椅子棟で上がる場合も、2カ所エレベーターを設置し、全棟を渡り廊下で接続しており、バリアフリー化を図っている。また、多目的トイレも各所に設置しており、防災面を含め配慮している。
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制に関する規程等の資料 資料 2-1-③-(1)-5_寮務委員会規則 資料 3-1-①-(11)-1「平成30年度4月寮務委員会資料 4-1_平成30年度学寮運営方針について」 資料 1-1-①-(3)-1「自己点検・評価実施要項」 資料 1-1-③-(1)-3「自己点検・評価申し合わせ」 資料 3-1-①-(11)-01_令和2年度第2回企画会議議事概要_協議事項2 ※「施設に関するアンケート調査」の実施を検討したようだが、下記(12)の通り不備があり無効。
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■□行っている ※不十分なので変更 □■行っていない	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料 学生寮の生活環境に関しては、毎年度アンケートを実施し利用状況や満足度把握している。 資料 3-1-①-(12)-1「鶴翔寮生活アンケート2018」 資料 3-1-①-(12)-05_令和2年度12月定例寮務委員会_議事録_報告事項(6) 資料 3-1-①-(12)-06_令和2年度12月定例寮務委員会 資料3 ※「施設に関するアンケート調査」について、調査対象者に学生が含まれていないため、以下の資料は無効。 資料 3-1-①-(12)-2「施設に関するアンケート調査の実施について（依頼）」 資料 3-1-①-(12)-3「施設に関するアンケート調査記入例」 資料 3-1-①-(12)-4「令和2年度実施「施設に関するアンケート調査」集計結果」 ◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。
認証評価による「改善	○施設等の利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制

を要する点」	の整備が十分とはいえない。
改善の取組	自己点検・評価実施要項及び自己点検・評価申し合わせを制定し、学内外から聴取した意見を自己点検・評価に反映することを明記した。また、「施設に関するアンケート」によって状況確認と満足度の確認を行った。またアンケート結果を基に重要度・緊急度の順位付けを行い、優先度の高いものから対応する予定である。 令和2年度のアンケート実施方法に不備があり、教育環境に関する学生の満足度等を把握できていない。したがって現時点（R03.12）では、体制の整備は不十分であり、改善の実施にも至っていない。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】 まずは、指摘事項について組織として理解し、認証評価が要求する条件に即した方法で取組む必要がある。さらに、その取組の成果を示す必要がある。 具体的には、教育・生活環境の利用状況・満足度について、<u>調査対象者を学生としてアンケートを計画・実施・分析し、課題を見つけ出して対処すること。また、これらの過程について、実施組織（企画会議）において、資料を確実に作成・保管すること。</u>

観点3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。	
【留意点】 ○ この観点のICT環境とは、無線・有線LANやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたICT環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3-2-②で分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） (1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。 ■整備している □整備していない	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄 ◇ICT環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。） 授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数及び概要は以下のとおりである。

	情報処理センター 第1演習室 https://www.kushiro-ct.ac.jp/IPC/PraRoom1.html 4号棟(低学年棟)1F第2演習室 https://www.kushiro-ct.ac.jp/IPC/PraRoom2.html 学校内ネットワーク環境の整備状況及び情報処理センターの組織規程については、 資料 3-1-②-(1)-1「平成30年度学校要覧抜粋_情報処理センター」 資料 3-1-②-(1)-2「情報処理センター規程」
(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ICT環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料 資料 3-1-②-(2)-1「情報セキュリティ管理規則」
(3) ICT環境は有効に活用されているか。 ■活用されている □活用されていない	◇ICT環境の利用状況がわかる資料 資料 3-2-②-(3)-1_前期時間割 ICT 関係授業 右側に色づけの例があるように、「プログラミング演習室(第1)」「プログラミング演習室(第2)」「電子工学応用実験室」「情報処理実験室」「情報基礎実験室」 資料 3-1-②-(3)-2_2019_前期時間割 ICT 関係授業 資料 3-1-②-(3)-3_2019_後期時間割 ICT 関係授業
(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■□整備している ※不十分なので変更 □■整備していない	◇体制に関する規定等の資料 資料 1-1-①-(3)-1「自己点検・評価実施要項」 資料 1-1-③-(1)-3「自己点検・評価申し合わせ」 資料 3-1-②-(4)-1「情報処理センター規則」 ※情報処理センター委員会の会議が開催されておらず、アンケートの実施・分析について、組織として取り組んだ証拠を示せない。
(5) (4)の体制が機能しているか。 □機能している ■機能していない	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 ■実施を計画している 令和2年度2月にアンケートを実施する計画となっている。 資料 3-1-②-(5)-01_情報処理センターの施設利用に関するアンケートの結果分析

	※個別入手。会議等での検討・報告なく無効。
認証評価による「改善を要する点」	○ICT環境について、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制が整備されていない。
改善の取組	自己点検・評価実施要項及び自己点検・評価申し合わせを制定し、学内外から聴取した意見を自己点検・評価に反映することを明記した。また、「釧路工業高等専門学校情報処理センター規則」第2条第4号に基づき、「ICT利用環境に関するアンケート」を実施し、状況確認と満足度の確認を行うこととなった。 なおアンケートについては令和2年度2月に実施する計画である。 令和2年度に「情報処理センターの施設利用に関するアンケート」を実施・分析したが、実施機関（情報処理センター委員会）に諮られた形跡がない。したがって現時点（R03.12）では、体制の整備は不十分であり、改善の実施にも至っていない。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】 まずは、指摘事項について組織として理解し、認証評価が要求する条件に即した方法で取組む必要がある。さらに、その取組の成果を示す必要がある。 具体的には、ICT環境の利用状況・満足度について、<u>学校としてアンケートを計画・実施・分析し、課題を見つけ出して対処すること</u>。また、これらの過程について、<u>実施組織（情報処理センター委員会）において、資料を確実に作成・保管すること</u>。

観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。	
【留意点】 ○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。 ○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。	
関係法令	(設)第25条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■備えている □備えていない	◇整備状況がわかる資料 「図書館概要」 https://www.kushiro-ct.ac.jp/library/

(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■系統的に収集、整理している □系統的に収集、整理していない	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料 「図書館概要」 https://www.kushiro-ct.ac.jp/library/
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■活用されている □活用されていない	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料 資料 3-1-③-(3)-1_大学・短期大学・高専図書館調査票 資料 3-1-③-(3)-2_大学・短期大学・高専図書館調査票 2020
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料 資料 3-1-③-(3)-1_大学・短期大学・高専図書館調査票 資料 3-1-③-(3)-2_大学・短期大学・高専図書館調査票 2020 及び図書館 HP「利用案内」 https://www.kushiro-ct.ac.jp/library/annnai/annnai.pdf のとおり、通常 20 時まで開館し、あわせて土曜日開館を行っている。年間開館日も 289 日と有効に活用されている。
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

評価の視点

3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。

【留意点】

- 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。
- 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）

■学科生

■専攻科生

□編入学生

■留学生

□障害のある学生

□社会人学生

□その他

◇実施状況がわかる資料

[「資料3-2-①-\(1\)-1_4月特別時間割」](#)

[「資料3-2-①-\(1\)-2_入学式当日の日程について」](#)

[「資料3-2-①-\(1\)-3_H30年度4月寮務委員会資料6」](#)

資料3-2-①-(1)-4_2019.4月特別時間割

資料3-2-①-(1)-5_2019_入学式当日の日程について

資料3-2-①-(1)-6_2019_H31年度4月寮務委員会資料3-9

◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。

認証評価による「改善を要する点」

改善の取組

特記事項

【優れた点】

【改善を要する点】

観点3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】 ○ (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。 ○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■担任制・指導教員制の整備 ■オフィスアワーの整備 □対面型の相談受付体制の整備 □電子メールによる相談受付体制の整備 □ＩＣＴを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 □資格試験・検定試験等の支援体制の整備 □外国への留学に関する支援体制の整備 ■その他	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料 担任制度:資料 3-2-②-(1)-1「平成 30 年度釧路工業高等専門学校校務分掌」 オフィスアワーの整備:資料 3-2-②-(1)-2「前期時間割」 資料 3-2-②-(1)-6_2019_H31 年度校務分掌 資料 3-2-②-(1)-7_2019_前期時間割 資料 3-2-②-(1)-8_2019_後期時間割 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 資料 3-2-②-(1)-3_「平成 30 年度学校要覧抜粋 学習支援センター」 資料 3-2-②-(1)-4「学習支援センター規則」 資料 3-2-②-(1)-5「2018 年度 学習支援センター活動方針」 資料 3-2-②-(1)-9_2019 年度学習支援センター活動方針 資料 3-2-②-(1)-10_2020 年度学習支援センター活動方針
(2) (1)は、学生に利用されているか。 ■利用されている □利用されていない	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料 資料 3-2-②-(2)-1_SSL 数学 2018 成果報告 資料 3-2-②-(2)-2_SSL 物理の総括(H30 年度) 資料 3-2-②-(2)-3_18 特進数学活動報告 資料 3-2-②-(2)-4_2019_SSL 数学報告(2019 年度) 資料 3-2-②-(2)-5_2019_SSL 物理の総括(2019 年度) 資料 3-2-②-(2)-6_2019_特進数学活動報告 2019 資料 3-2-②-(2)-07_SSL 数学の総括(2020 年度) 資料 3-2-②-(2)-08_SSL 物理の総括(2020 年度)

	資料 3-2-②-(2)-09_特進数学活動報告(2020 年度)
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■担任制・指導教員制の導入 ■学生との懇談会 ■意見投書箱 □その他	◇制度がわかる資料 資料 3-2-②-(1)-6_2019_H31 年度校務分掌 資料 3-2-②-(3)-1_2018.12.13 ブログ「クシローネの高専探訪♪」校長先生と学生との懇談会が開催されました 資料 1-1-③-(1)-1_意見箱設置状況 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■機能している □機能していない	◇制度の機能状況がわかる資料 資料 3-2-②-(3)-1_2018.12.13 ブログ「クシローネの高専探訪♪」校長先生と学生との懇談会が開催されました 資料 1-1-③-(1)-2_意見箱投書への回答審議（学生委員会議事録抜粋）
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 令和元年度に受審した機関別認証評価で「優れた点」として挙げられた事項（下線部）について、令和2年度の取り組みを点検・評価した。 <u>工学系専門科目の理解に必要な理数系基礎学力の習得、入学時における学力の補充及び学習習慣の定着についてのニーズに対して、数学や物理を苦手とする学生に対するリメディアル教育と学習習慣の定着を目的とした特別補習・自学自習支援（SSL 数学、SSL 物理）が継続的に実施されている。</u> 加えて、<u>高度な数学に対する興味を抱く学生のニーズに対して、数学を通して探求心、論理的思考、発信力、創造力、チャレンジ精神等を育むことを目的とした数学特進学習が継続的に実施されている。</u> 【改善を要する点】

観点 3 - 2 - ③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。
【留意点】 ○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、

「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。	
関係法令	教育基本法第4条第2項（教育の機会均等） 障害者差別解消法第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）及び第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）又は第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）第9条～11条 ※障害者差別解消法とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」の略称のこと。
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 支援体制 資料 2-1-③-(1)-5_寮務委員会規則 資料 3-2-③-(1)-1_国際交流室規則
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■行っている □行っていない	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料 「資料 3-2-③-(2)-1_H30 国際交流室自己点検評価表」 資料 3-2-③-(2)-2「2019_チューターの手引（抜粋）」 ◇支援の実施状況がわかる資料 「資料 3-2-①-(1)-3_H30 年度 4 月寮務委員会資料 6」 資料 3-2-①-(1)-6_2019_H31 年度 4 月寮務委員会資料 3-9
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 □整備している ■整備していない	◇整備状況がわかる資料 留学生以外に本学編入学生がいないため未整備
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 □行っている ■行っていない	◇編入学生を支援する取組がわかる資料 ◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料 ◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）

	◇支援の実施状況がわかる資料
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☒ 整備していない	◇整備状況がわかる資料
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ☐ 行っている ☒ 行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。)) がわかる資料 ◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。） ◇支援の実施状況がわかる資料
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇整備状況がわかる資料 資料 3-2-③-(7)-1 「釧路工業高等専門学校障害学生支援委員会規則」 資料 3-2-③-(7)-02_釧路工業高等専門学校委員会規則 第 8 章障害学生支援委員会（第 16 条-第 21 条）
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料 資料 3-2-①-(1)-6_2019_H31 年度 4 月寮務委員会資料 3-9 資料 3-2-③-(8)-01_令和 2 年度第 1 回障害学生支援委員会議事概要（サポートチーム結成等） ◇支援の実施状況がわかる資料 資料 3-2-③-(8)-02_令和 2 年度第 5 回障害学生支援委員会議事概要（学生支援最終報告書等）
(9) 障害者差別解消法第 5 条及び第 7 条又は第 8 条（第 9 条、第 10 条、第 11 条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ☒ 対応している ☐ 対応していない	◇対応状況がわかる資料 資料 3-2-③-(7)-1 「釧路工業高等専門学校障害学生支援委員会規則」 資料 3-2-③-(7)-02_釧路工業高等専門学校委員会規則 第 8 章障害学生支援委員会（第 16 条-第 21 条）
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。 資料 3-2-③-(10)-01_令和 2 年 4 月 3 日教員会議

	レジュメ及び議事概要
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 令和元年度に受審した機関別認証評価で「優れた点」として挙げられた事項（下線部）について、令和2年度の取り組みを点検・評価した。 <u>個別の配慮を必要とする学生を把握するため、入学前に学生の出身中学校へ連絡をとって必要に応じて情報収集を行い、4月に行われる教員会議で学生相談室による情報共有が継続的に実施されている。</u> <u>支援の必要がないと判断され、担任を中心とした体制に移行するまで、障害学生委員会が中心となり、支援の取組を継続している。</u> 【改善を要する点】 令和元年度に受審した機関別認証評価で「優れた点」として挙げられた“障害学生支援委員会を中心とした取組”については、令和2年度は次の課題が認められた。諸事情によって障害学生支援委員会の中核を担うメンバーの健康状態の悪化を招き、サポートチームリーダーの変更を余儀なくされたり、予定通りに学生支援中間報告を出せなかったりしたなど、サポートチームの機能に支障が出ただけでなく、日常的な学生相談業務にも多大な混乱や停滞が生じた。 明確な障害を含めて何らかの支援を必要とする学生は、今後も更に増加し続けることが予測される。これらの支援に係る高度な専門スキルを有する人材を複数名確保することは容易ではないため、不測の事態に備えて、現在は専門スキルを有しない教職員に継続的な研修等をおこなうことで、対応力等を育成する必要がある。

観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 学生相談室 ☒ 保健センター ☒ 相談員やカウンセラーの配置	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。） 資料3-2-②-(1)-1「平成30年度釧路工業高等専門学校校務分掌」 資料3-2-④-(1)-1_学生相談室組織体制

☒ ハラスメント等の相談体制 ☒ 学生に対する相談の案内等 ☒ 奨学金 ☒ 授業料減免 ☐ 特待生 ☒ 緊急時の貸与等の制度 ☐ その他	資料 3-2-④-(1)-2_ハラスメントの防止等に関する規程 資料 3-2-②-(1)-6_2019_H31 年度校務分掌 資料 3-2-④-(1)-3_学生相談室規則 資料 3-2-④-(1)-04_学生相談室 Web サイト https://www.kushiro-ct.ac.jp/soudan/consult 資料 3-2-④-(1)-05_学生相談室のしおり 2020 資料 3-2-④-(1)-06_ハラスメントに関する苦情相談が発生したときのフロー図 資料 3-2-④-(1)-07_相談記録票 資料 3-2-④-(1)-08_令和 2 年度ハラスメント相談員 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的 に実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない	◇各取組の実施状況がわかる資料 資料 3-2-①-(1)-1_4 月特別時間割 資料 3-2-①-(1)-4_2019.4 月特別時間割
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活 や経済面における指導・相談・助言等の活動 が実際に学生に利用されているか。 ☒ 利用されている ☐ 利用されていない	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料 資料 3-2-④-(3)-1_平成 3 0 年度保健室・学生相談室等利用状況について 資料 3-2-④-(3)-2_H31.2 グループ療法教職員向け説明会・学生相談室等利用状況 資料 3-2-④-(3)-3_R 元.10.10 教員会議資料 4_学生相談室報告 資料 3-2-④-(3)-04_令和 3 年 2 月教員会議 資料 2「令和 2(2020)年度保健室・学生相談室等利用状況について(12 月)」 資料 3-2-④-(3)-05_令和 2 年度ハラスメント防止に関する研修資料(動画視聴による受講) ◇奨学金等の利用状況がわかる資料 資料 3-2-④-(3)-2_H30 事業報告書_各種奨学金等 資料 3-2-④-(3)-4_2019_H31 事業報告書_各種奨学金等
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	

特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】 ・(1)において、学生相談室 Web サイトの相談受付フォームで、「個人情報管理と守秘義務については釧路高専のプライバシーポリシーに準拠し、十分に配慮します。」とあるが、<u>“釧路高専のプライバシーポリシー”が公表されていない。公表する必要がある。</u> ・(3)において、(1)で選択した該当項目のうち「ハラスメント等」に係る相談実績（相談・対応例）、委員会等の実施状況がわかる資料の一部については、<u>人事関係資料であるため開示することはできないとのことで、根拠資料の存在が確認できなかった。釧路工業高等専門学校評価・改善基本方針で定められた自己点検・評価の進め方についてコンセンサスを得る必要がある。</u> ・(3)において、令和 3 年度実施機関別認証評価から、<u>“統計資料等から利用実績、委員会等の開催状況がわかるか” という文言が追加されたため、(1)で選択した該当項目に対応する件数等を公表する必要がある。</u> ・また、令和 3 年 3 月 17～29 日の期間で本校全教職員に対して、動画視聴によるハラスメント防止に関する研修（資料 3-2-④-(3)-05）および確認テストが実施されたが、<u>実効性の観点から、可能な範囲で実際の事例を取りあげる方法を検討すべきである。</u>
------	---

観点 3 - 2 - ⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。 ○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。 ○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 資料 3-2-⑤-(1)-1_キャリア教育支援委員会規則
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料 資料 3-2-⑤-(2)-1_平成 30 年度進路指導スケジュール 資料 3-2-⑤-(2)-2_2019_平成 31 年度進路指導ス

■キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 □進路指導用マニュアルの作成 ■進路指導ガイダンスの実施 □進路指導室 ■進路先（企業）訪問 ■進学・就職に関する説明会 □資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 □資格取得による単位修得の認定 □外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 □その他	ケジュールについて ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) (2)の取組が機能しているか。 ■機能している □機能していない	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料 資料 3-2-⑤-(3)-1_ H29 年度第 5 回キャリア教育支援委員会議事録及び資料 資料 3-2-⑤-(3)-2_ H31 年度第 3 回キャリア教育支援委員会議事概要
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 3 - 2 - ⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料 資料 2-1-③-(1)-4「学生委員会規則」
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ■なっている □なっていない	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料 資料 2-1-③-(1)-4「学生委員会規則」

(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ■機能している □機能していない	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料 資料 3-2-⑥-(3)-1_平成 30 年度学生員会議事録(抜粋) 資料 3-2-⑥-(3)-2_2019_平成 31 年度 4 月学生員会議事録(抜粋)
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 3 - 2 - ⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない □学生寮を整備していないので、該当しない（→この場合は、(1)以下の記入は不要）	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生寮を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 資料 3-1-①-(3)-1「配置図(大楽毛団地)」
(2) 生活の間として整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。） 資料 3-2-⑦-(2)-1「学生寮平面図」
(3) 勉学の間として整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。） 資料 3-2-⑦-(2)-1「学生寮平面図」 資料 3-2-⑦-(3)-1「平成 30 年度学校要覧抜粋_学生寮」
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■機能している □機能していない	◇入寮状況がわかる資料 資料 3-2-⑦-(3)-1「平成 30 年度学校要覧抜粋_学生寮」
	◇勉学の間としての活用実績がわかる資料

		資料 3-2-⑦-(3)-1「平成 30 年度学校要覧抜粋_学生寮」 のとおり寮生日課表において、研修（学習）時間を設定している。
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない		◇学生寮の管理規程等の資料 資料 2-1-③-(1)-5「寮務委員会規則」
認証評価による「改善を要する点」		
改善の取組		
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】	

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点

- 4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

観点 4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。

【留意点】

- 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものか等の状況について分析すること。

関係法令 (設)第 27 条の 2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 過去 5 年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。

■なっている

□なっていない

◇過去 5 年間の貸借対照表等の財務諸表

平成 30 年度財務諸表等

<https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH30.pdf>

平成 29 年度財務諸表等

<https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH29.pdf>

平成 28 年度財務諸表等

<https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH28.pdf>

平成 27 年度財務諸表等

<https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH27.pdf>

平成 26 年度財務諸表等

<https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH26.pdf>

◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料

◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合

	は、その内容が確認できる資料
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ☒ 保有している ☐ 保有していない	◇その内容を確認できる資料 令和元年度学校要覧参照
(3) 過去 5 年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保できない年があった	◇過去 5 年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況 資料 4-1-①-(3)-A_2019 年度学内予算配分について 資料 4-1-①-(3)-1_平成 30 年度学内予算 資料 4-1-①-(3)-2_平成 29 年度学内予算 資料 4-1-①-(3)-3_平成 28 年度学内予算 資料 4-1-①-(3)-4_平成 27 年度学内予算 ◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。
(4) 過去 5 年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ☒ 支出超過となっていない ☐ 支出超過となった年があった	◇過去 5 年間の資金収支計算書及び消費収支計算書 決算報告書 資料 4-1-①-(4)-A_平成 30 年度決算報告書 https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/information/kessanH30.pdf 資料 4-1-①-(4)-1_平成 29 年度決算報告書 https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/information/kessanH29.pdf 資料 4-1-①-(4)-2_平成 28 年度決算報告書 https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/information/kessanH28.pdf 資料 4-1-①-(4)-3_平成 27 年度決算報告書 https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/information/kessanH27.pdf 資料 4-1-①-(4)-4_平成 26 年度決算報告書 https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/information/kessanH26.pdf ◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。

認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 4 - 1 - ② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。	
【留意点】 なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■策定している □策定していない	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等 資料 4-1-②-(1)-1_運営会議規則 ◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料 資料 4-1-②-(1)-2_平成 28 年度学内予算配分方針 資料 4-1-①-(3)-A_2019 年度学内予算配分について
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■明示している □明示していない	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 予算執行を行う事務職員には以下のメールで周知している。 資料 4-1-②-(2)-1_予算配分メール 資料 4-1-②-(2)-3_2019 予算配分メール その他の教職員には、学内専用グループウェアにおいて、以下の議事録を掲載している。 資料 4-1-②-(2)-2_H30 年度 5 月運営会議議事録 資料 4-1-②-(2)-4_R010530 運営会議_議事概要抜粋
認証評価による「改善を要する点」	

改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 4 - 1 - ③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。	
【留意点】 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。	
関係法令	(設)第 27 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■行っている □行っていない	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績) 資料 4-1-①-(3)-A_2019 年度学内予算配分について 資料 4-1-①-(3)-1_平成 30 年度学内予算 資料 4-1-①-(3)-2_平成 29 年度学内予算 資料 4-1-①-(3)-3_平成 28 年度学内予算 資料 4-1-①-(3)-4_平成 27 年度学内予算 ◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料 資料 4-1-①-(3)-A_2019 年度学内予算配分について 資料 4-1-②-(1)-2_平成 28 年度学内予算配分方針 資料 4-1-③-(1)-1_校長裁量経費取扱要項 ◇予算関連規程等 資料 4-1-②-(1)-1_運営会議規則 資料 4-1-③-(1)-1_校長裁量経費取扱要項 ◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）

	資料 4-1-②-(2)-2_H30 年度 5 月運営会議議事録 資料 4-1-③-(1)-2_H30 年度校長裁量経費の募集について(メール) 資料 4-1-②-(2)-4_R010530 運営会議_議事概要抜粋 資料 4-1-③-(1)-3_2019 年度校長裁量経費の募集について(メール) ◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料 (学内全体のマスタープラン等。) キャンパスマスタープラン 2019 https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/Campus_Master_Plan_2019.pdf
(2) 資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ☒ 整合性がある ☐ 整合性がない	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。 資料 4-1-①-(3)-A_2019 年度学内予算配分について 資料 4-1-①-(3)-1_平成 30 年度学内予算 資料 4-1-①-(3)-2_平成 29 年度学内予算 資料 4-1-①-(3)-3_平成 28 年度学内予算 資料 4-1-①-(3)-4_平成 27 年度学内予算
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 予算執行を行う事務職員には以下のメールで周知している。 資料 4-1-②-(2)-1_予算配分メール 資料 4-1-②-(2)-3_2019 予算配分メール その他の教職員には、学内専用グループウェアにおいて、以下の議事録を掲載している。 資料 4-1-②-(2)-2_H30 年度 5 月運営会議議事録 資料 4-1-②-(2)-4_R010530 運営会議_議事概要抜粋
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】

		【改善を要する点】
観点 4 - 1 - ④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。		
【留意点】 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。		
関係法令	独立行政法人通則法第 38 条、第 39 条 私立学校法第 47 条 私立学校振興助成法第 14 条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第 37 条第 3 項 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項 地方自治法第 199 条 その他会計監査等に関する各種法令等	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ☒ 作成・公表している ☐ 作成・公表していない		◇作成・公表状況がわかる資料 平成 30 年度財務諸表等 https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH30.pdf 平成 29 年度財務諸表等 https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH29.pdf 平成 28 年度財務諸表等 https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH28.pdf 平成 27 年度財務諸表等 https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH27.pdf 平成 26 年度財務諸表等 https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH26.pdf
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない		◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。） 資料 4-1-④-(2)-1_会計監査実施規程 ◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査

		報告書 資料 4-1-④-(2)-2_H30 高専間相互内部監査報告事項等一覧 資料 4-1-④-(2)-3「令和元年度高専間相互内部監査報告事項等一覧」
認証評価による「改善を要する点」		
改善の取組		
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】	

評価の視点

4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。

観点4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

【留意点】

- 観点2-1-③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。
- 組織図については、観点2-1-③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。
- 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。
- 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。

関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第10条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。

■整備している

□整備していない

◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料

[資料 4-2-①-\(1\)-1_運営組織規則](#)

(2) 委員会等の体制を整備しているか。

■整備している

□整備していない

◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）

[資料 4-2-①-\(1\)-1_運営組織規則](#)

(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。

■なっている

□なっていない

◇役割分担がわかる資料

[資料 4-2-①-\(1\)-1_運営組織規則](#)

(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。

■整備している

□整備していない

◇規程等、整備状況がわかる資料

[資料 4-2-①-\(4\)-1_事務組織及び事務分掌規則](#)

(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。

■確保している

□確保していない

◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体がわかる資料

[資料 3-2-②-\(1\)-1「平成30年度釧路工業高等専門学校校務分掌」](#)

[資料 3-2-②-\(1\)-6_2019_H31年度校務分掌](#)

(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。

■行っている

□行っていない

◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事要旨等。）

[資料 4-2-①-\(6\)-1_第28回企画会議議事メモ](#)

活発に活動している事例として、平成30年度企画会議が年間28回開催された。

	資料 4-2-①-(6)-2_R2.3.31 第 31 回企画会議議題 令和元年度は企画会議が年間 31 回開催された。
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 4 - 2 - ② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。	
【留意点】 なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する □ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している □ 整備していない	◇ 規程等、整備状況がわかる資料 資料 4-2-②-(1)-1 危機管理規則
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している □ 整備していない	◇ 危機管理マニュアル等の資料 資料 4-2-②-(2)-1 危機管理マニュアル
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている □ 行っていない	◇ 訓練や講習会等の実施状況がわかる資料 資料 3-1-①-(9)_2 「R 元.9.18_AED 講習会の開催について」 資料 3-1-①-(9)-3_令和元年度救急救命講習会の開催について 資料 4-2-②-(3)-1_令和元年度総合防災訓練実施要項
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。	
【留意点】	
○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料 資料4-2-③-(1)-1_共同研究・科学研究費・外部資金獲得状況 資料4-2-③-(1)-2_共同研究・科学研究費・外部資金獲得状況（学校要覧2019）
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ■整備されている □整備されていない	◇管理体制がわかる資料（規程等） 機構規則： 資料4-2-③-(2)-1_公的研究費等の取扱いに関する規則 釧路高等専門学校内規 資料4-2-③-(2)-2_公的研究費等の取扱いに関する内規
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。	
【留意点】	
○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。	
○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。	
○ 財務的資源については、観点4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分	

析すること。 ○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。(全ての取組を求めているものではない。) ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料(協定等を含む。) ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料 ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料 ・ 地域にある教育設備(図書館、博物館等。)、体育施設の利用及び支援がわかる資料 ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料	
観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■活用している □活用していない	◇活用状況がわかる資料 資料 4-2-④-(1)-1_H30 第 3 回地域連携委員会議事録 第 3 回議事の中に、予算方針、外部との連携による研究資源の活用等について審議を行っている。 資料 4-2-④-(1)-2_令和元年度実施_各種特別講演案内(一部) 資料 4-2-④-(1)-3_令和元年度専攻科学生特別研究発表会実施要項 (専攻科学生特別研究発表会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となっている。)
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組(スタッフ・ディベロップメント)が組織的に行われているか。
【留意点】 ○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点 2-4-③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント(以下「SD」という。)への取組を分析すること。 ○ SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果

的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。	
関係法令	(設)第 10 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) S D等を実施しているか。 ☐ 実施している ☐ 実施していない	◇規程等の資料 ◇実施状況（参加状況等）がわかる資料 資料 4-2-⑤-(1)-1_事務職員・技術職員対象の SD・研修等の実施・参加状況 資料 2-4-③-(1)-2_R 元年度事務職員・技術職員対象の SD・研修等の実施・参加状況
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

評価の視点

4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【留意点】

○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。

関係法令 (施)第172条の2、(施)第165条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）

■高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針

■教育研究上の基本組織

■教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

■入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

■授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画

■学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準

■校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

■授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用

■高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

◇刊行物の該当箇所がわかる資料

本校公式WEBページから、学生便覧及び学校要覧が閲覧可能

<https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3276/>

本校ウェブサイト - 情報公開（学校教育法施行規則に規定する情報）

<https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/09/23/3636/>

(2) 特に、高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針について、学校内の構成員への周知を行っているか。

■行っている

□行っていない

◇周知状況がわかる資料

<https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3276/>

本校ウェブサイト - 情報公開（学校教育法施行規則に規定する情報）

<https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/09/23/3636/>

	学生便覧及び学校要覧等の各刊行物及びウェブサイトに掲載・閲覧可能であり、十分に周知されている。
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	ウェブサイトは最新の情報に更新している。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点

5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。

観点5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

【留意点】

○ 観点1-2-②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。

関係法令 (設)第15条、第16条、第17条、第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていないと判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。

■配置している

□配置していない

◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料

[資料 5-1-①-\(1\)-1_カリキュラムマップ](#)

(2) 一般教育の充実に配慮しているか。

■配慮している

□配慮していない

◇配慮していることがわかる資料

[資料 5-1-①-\(1\)-1_カリキュラムマップ](#)

(3) 進級に関する規定を整備しているか。

■整備している

□整備していない

◇進級に関する規定の整備状況がわかる資料

[資料 5-1-①-\(3\)-1_学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規](#)

(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。

■確保している

□確保していない

◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）

[資料 5-1-①-\(4\)-1_2018年度年間行事予定表](#)

[資料 5-1-①-\(4\)-2_2019年度年間行事予定表](#)

(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。

■実施している

□実施していない

◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）

[資料 5-1-①-\(5\)-1_H30 時間割](#)

[資料 3-2-②-\(1\)-7_2019_前期時間割](#)

[資料 3-2-②-\(1\)-8_2019_後期時間割](#)

認証評価による「改善を要する点」

改善の取組

特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】
------	-----------------------------------

観点5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。	
【留意点】 ○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。	
関係法令	(設)第19条、第20条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 他学科の授業科目の履修を認定 ☒ インターンシップによる単位認定 ☒ 正規の教育課程に関わる補充教育の実施 ☐ 専攻科課程教育との連携 ☐ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成 ☒ 資格取得に関する教育 ☒ 他の高等教育機関との単位互換制度 ☐ 個別の授業科目内での工夫 ☒ 最先端の技術に関する教育 ☐ その他	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料 資料 5-1-②-(1)-1_学外実習単位認定届 資料 5-1-②-(1)-2_学習支援センター報告 2018 資料 5-1-②-(1)-3_特別学習 資料 5-1-②-(1)-4_単位互換受信状況 資料 5-1-②-(1)-5_IoT 活用技術者育成プログラム ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。 ☒ 適切に取り扱っている ☐ 適切に取り扱っていない ☐ 単位互換制度を設けていないので、該当しない	◇単位互換制度の内容がわかる資料 資料 5-1-②-(2)-1_e ラーニング単位互換に関する運営指針
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	

特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。	
【留意点】 ○ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 ○ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。 ○ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 (注) PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem-based Learning 又は Project-based Learning の略。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料 （PBL型の授業や創造型の演習の実施等） 資料5-1-③-(1)-1_複合融合演習シラバス 資料5-1-③-(1)-2_卒業研究シラバス 資料5-1-③-(1)-8_2019.6.6_PBL型授業における学生の自己評価と相互評価に関するFD_ウェブサイト記事 資料5-1-③-(1)-11_令和2年度スマートメカニクスコース「創造工学基礎演習」シラバス 資料5-1-③-(1)-12_令和2年度電気工学分野「電子計算機I」シラバス 資料5-1-③-(1)-13_令和2年度電子工学分野「創造工学」シラバス 資料5-1-③-(1)-14_令和2年度建築学分野「デザイン工学」シラバス ◇実施状況がわかる資料 資料5-1-③-(1)-3_複合融合演習配布資料 資料5-1-③-(1)-4_平成31年度卒業研究テーマ 資料5-1-③-(1)-9_令和元年度卒業研究テーマ 資料5-1-③-(1)-15_令和2年度卒業研究テーマ

	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。 資料 5-1-③-(1)-5_H30 年度卒業研究発表プログラム (建築学科) 資料 5-1-③-(1)-6_H31.3-機械学会学生会プログラム 資料 5-1-③-(1)-7_学生の受賞 資料 5-1-③-(1)-10_2019 年度複合融合演習最終報告会が行われました_ウェブサイト記事 資料 5-1-③-(1)-16_本校 2 年生が「2020 年度未踏ジュニアプロジェクト」に採択されました_ウェブサイト記事 (https://www.kushiro-ct.ac.jp/2020/06/18/2142/) 資料 5-1-③-(1)-17_情報工学分野学生が「TUT-HIMIKA AI Trial 2019」で 3 位に入賞しました_ウェブサイト記事 (https://www.kushiro-ct.ac.jp/2020/06/19/2143/) 資料 5-1-③-(1)-18_学生の特別表彰を実施しました_ウェブサイト記事 (https://www.kushiro-ct.ac.jp/2020/11/27/2153/) 資料 5-1-③-(1)-19_釧路しんきん地域貢献表彰制度について_ウェブサイト記事 (https://www.kushiro-ct.ac.jp/2020/11/27/2154/) 資料 5-1-③-(1)-20_日本機械学会北海道学生会第 50 回学生員卒業研究発表会 講演プログラム(令和 3 年 3 月 5 日開催) 資料 5-1-③-(1)-21_2020 年度教育システム情報学会北海道支部学生研究発表会で優秀賞を受賞しました_ウェブサイト記事 (https://www.kushiro-ct.ac.jp/2021/03/14/4086/)
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料 (インターンシップの実施等。) 資料 5-1-③-(2)-1_学外実習シラバス ◇実施状況がわかる資料 資料 5-1-③-(2)-2_学外実習実施状況 資料 5-1-③-(2)-3_令和元年度学外実習実施状況 ◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。
認証評価による「改善	

を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 令和元年度に受審した機関別認証評価で「優れた点」として挙げられた事項（下線部）について、令和２年度の取り組みを点検・評価した。 <u>創造力を育む教育方法の工夫として、本格的な専門教育が始まる２年次において、各専門分野の基礎的内容と思考力を養う内容を組み合わせた授業科目としてスマートメカニクスコースでは「創造工学基礎演習」、エレクトロニクスコースでは「電子計算機Ⅰ」、「創造工学」、建築デザインコースでは「デザイン工学」が継続的に開講されている。</u> <u>これらの創造性を育む教育方法の工夫の結果、各専門分野の卒業研究発表や関連学会での発表、プログラミングコンテストや建築コンテストでの入賞、未踏ジュニアプロジェクト採択、地域貢献表彰の受賞の他、本校学生が教育システム情報学会北海道支部学生研究発表会で５年連続となる優秀発表賞を受賞するなど成果を上げている。</u> 【改善を要する点】

評価の視点

5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】なし。

関係法令 (設)第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。
■採用されている
□採用されていない

◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料
[資料 5-2-①-\(1\)-1_平成 31 年度前期時間割](#)
[資料 3-2-②-\(1\)-7_2019_前期時間割](#)
[資料 3-2-②-\(1\)-8_2019_後期時間割](#)

◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。
[資料 5-2-①-\(1\)-2_授業形態別比率表](#)

(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。）
□教材の工夫
■少人数教育
□対話・討論型授業
□フィールド型授業
■情報機器の活用
■基礎学力不足の学生に対する配慮
■一般科目と専門科目との連携
■その他

◇チェックした項目の実施状況がわかる資料
[資料 5-2-①-\(2\)-1_融合複合演習テーマ別配属学生](#)
[資料 5-2-①-\(2\)-2_情報処理センターホームページ](#)
[資料 5-2-①-\(2\)-3_ブラックボードのコース登録について](#)
[資料 5-2-①-\(2\)-4_平成 30 年度学習支援センター活動方針](#)
[資料 5-2-①-\(2\)-6_2019_融合複合演習テーマ別配属学生](#)
[資料 3-2-②-\(1\)-9_2019 年度学習支援センター活動方針](#)

◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
[資料 5-2-①-\(2\)-5_平成 30 年度後期授業公開実施要領](#)
[資料 5-2-①-\(2\)-7_令和元年度後期授業公開実施要領](#)

認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 5 - 2 - ② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。	
【留意点】 なし。	
関係法令	(設)第 17 条、第 17 条の 3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 授業科目名 ☒ 単位数 ☒ 授業形態 ☒ 対象学年 ☒ 担当教員名 ☒ 教育目標等との関係 ☒ 達成目標 ☒ 教育方法 ☒ 教育内容（1 授業時間ごとに記載） ☒ 成績評価方法・基準 ☒ 事前に行う準備学習 ☒ 高等専門学校設置基準第 17 条第 3 項の規定に基づく授業科目か、4 項の規定に基づく授業科目かの区別の明示 ☒ 教科書・参考文献 ☐ その他	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料 資料 5-2-②-(1)-1_ウェブシラバス入力ガイド 資料 5-2-②-(1)-2_シラバス例 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ☒ 改善を行っている ☐ 改善を行っていない	◇活用状況がわかる資料 資料 5-2-②-(2)-1_授業評価アンケート実施要項 資料 5-2-②-(2)-3_授業評価アンケート実施要項_R 元.12.4 教務委員会資料 資料 5-2-②-(2)-05_R2 授業評価アンケート実施要項

	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。 資料 5-2-②-(2)-2_H30 ステップアップ提案書作成要領 学生の授業評価アンケート結果に対して教員自身がどのように改善するかを提案するステップアップ提案書を作成 資料 5-2-②-(2)-4_ステップアップ提案書作成要領.R2.3.4 教務委員会資料 資料 5-2-②-(2)-06_R2 ステップアップ提案書(後期)実施要項
(3) 設置基準第 17 条第 3 項の 30 単位時間授業では 1 単位当たり 30 時間を確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。） 資料 5-1-①-(4)-1_2018 年度年間行事予定表 資料 5-1-①-(5)-1_H30 時間割 資料 5-1-①-(4)-2_2019 年度年間行事予定表 資料 3-2-②-(1)-7_2019_前期時間割 資料 3-2-②-(1)-8_2019_後期時間割 資料 5-2-②-(3)-01_（学生向け）2020 年度年間行事予定表 資料 5-2-②-(3)-02_【確定版】R2 年度前期時間割 0610 現在 資料 5-2-②-(3)-03_【確定】【2020_前期遠隔補講_割付】20200611ver.19' 資料 5-2-②-(3)-04_R2 年度後期授業時間割 ver.3
(4) (3)の 30 単位時間授業では、1 単位時間を 50 分としているか。 □1 単位時間＝50 分で規定・運用 ■1 単位時間＝50 分で規定、45 分で運用	◆1 単位時間を 50 分以外で運用している場合は、標準 50 分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。 答案返却時間を確保することで教育内容を確保している 資料 5-2-②-(4)-1_答案返却、補修補講時間割 資料 5-2-②-(4)-2_2019 年度後期末試験答案返却日程 資料 5-2-②-(4)-03_R2 前期末補講・補習・再試験_時間割 ver.2" 資料 5-2-②-(4)-04_1.(授業等)R2 後期末答案返却・後期末補習 ver.2'
(5) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて 45 時間であることを明示しているか。	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料 資料 5-2-②-(5)-1_学修時間の明示（学生便覧抜粋）

☒ 明示している ☐ 明示していない	
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐ 授業外学習の必要性の周知 ☐ 事前学習の徹底 ☒ 事後展開学習の徹底 ☒ 授業外学習の時間の把握 ☐ その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料 資料 5-2-②-(6)-1_授業実施記録様式_R2.1.8 教務委員会資料 資料 5-2-②-(6)-2_授業実施記録作成のお願い_R元.12.4 教務委員会資料 資料 5-2-②-(6)-03_ガルーン抜粋_R2 授業記録実施様式 資料 5-2-②-(6)-04_R2 授業記録実施様式 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
認証評価による「改善を要する点」	○学修単位科目の履修時間の実質化のための対策を学校として適切に講じていない。
改善の取組	授業実施記録様式（授業実施日ごとに授業内容等を記録）を作成し、成績保管資料と合わせて保管することとした。 令和2年4月以降の授業からの実施を計画している。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】 令和2年度に共通化した様式を用いて授業実施記録を開始することができたものの、同年度中に成績保管システムの本格運用を開始できなかった。認証評価への対応が遅いため、今後はスピーディな教務経営が求められる。

評価の視点

5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。

観点 5-3-① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】 なし。

関係法令 (設)第 17 条の 3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。
■策定している
□策定していない

◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所
[資料 5-3-①-\(1\)-1_成績の試験評価および進級並びに卒業内規](#)

(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。
■行っている
□行っていない

◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料
[資料 5-3-①-\(2\)-1_H30 1-4 学年成績打ち合わせ会議議事録](#)
[資料 5-3-①-\(2\)-2_（議事録） 3.13 教員会議\(進級認定会議\)](#)
[資料 5-3-①-\(2\)-3_（議事録） 3.1 教員会議\(卒業認定\)](#)
[資料 5-3-①-\(2\)-4_令和元年度進級認定審議_R2.3.16 教員会議議事録](#)
[資料 5-3-①-\(2\)-5_令和元年度 1-4 学年成績打ち合わせ会議議事録_R2.3.2](#)
[資料 5-3-①-\(2\)-6_令和元年度卒業認定審議_R2.3.2 教員会議記録](#)
[資料 5-3-①-\(2\)-07_（議事概要） 3.11 教員会議](#)

(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。
■把握している
□把握していない

◇学校として把握していることがわかる資料
[資料 5-2-②-\(2\)-3「授業評価アンケート実施要項_R 元.12.4 教務委員会資料」](#)
■令和 2 年度内に実施する計画である。

(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。

◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料

☒ 周知している ☐ 周知していない	資料 5-3-①-(4)-1_釧路工業高等専門学校学業成績の試験、評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規（学生便覧抜粋）
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☒ 把握していない	◇認知状況がわかる資料
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料 資料 5-3-①-(1)-1_成績の試験評価および進級並びに卒業内規
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ☒ ある ☐ ない	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料 資料 5-1-①-(4)-1_2018 年度年間行事予定表 資料 5-3-①-(7)-1_2020 年度年間行事予定表
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック ☒ する。） ☒ 成績評価の妥当性の事後チェック ☒ 答案の返却 ☐ 模範解答や採点基準の提示 ☐ G P A の進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☒ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☒ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。 資料 5-3-①-(8)-1_成績等保管_R 元.12.4 教務委員会資料 ☒ 令和 2 年度内に実施する計画である。 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
認証評価による「改善を要する点」	1. 成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を学校として把握するための取組は十分とはいえない。 2. 学修単位科目において、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握していない。 3. 学校として成績評価の妥当性の事後チェックを実施しているとはいえない。 4. 成績評価資料が適切に保管されていない。 5. 一部の授業科目において複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている。 6. 一部の授業科目において本試験と再試験で同一の試験問題が出題されている。 7. 成績評価結果について、意見申立の機会を設定していること及びその期間を学生に周知する取組は十分とはいえない。
改善の取組	改善を要する点 1～3 に対応するため、 授業評価アンケートに、シラバスどおり行われているかの質問項目を設定

	した。また、授業評価アンケート実施要項には、実施された授業評価アンケート及びステップアップ提案書の内容について、校長・教務主事・専攻科長が確認を行い、必要に応じ校長から指導を行う旨を明記した。 学校として把握するためにアンケート結果については、学生課において集計を行う。 改善を要する点4に対応するため、従前教務委員会で作成し実施していた「成績保管マニュアル」の見直しを行い、サーバーを購入し、データとして保管することとした。なお、成績保管については令和2年度内に実施する計画である。 令和2年度にサーバーを購入し試験運用を開始し、令和3年度から本格運用を開始した。 改善を要する点5～6に対応するため、サーバーに保管された成績評価資料を、年1回教務主事・主事補・専攻科長が点検を行い、複数年同一の問題が出題されている場合は、校長から指導を行うこととした。令和2年度の成績保管終了後から、実施する予定である。 改善を要する点7については、定期試験毎に、成績確認・意見申出期間を年間行事予定表に明記した。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】 令和2年度中に成績保管サーバの本格運用に至らなかった点について、優先度が高い教務物品をスピーディに導入するためのスキームを確立する必要がある。

観点5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法)第117条 (設) 第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■定めている □定めていない	◇学則等の該当箇所がわかる資料 資料 5-3-②-(1)-1_学則第2章
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリ	◇定めている該当規程や卒業認定基準

シー)に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■定めている □定めていない	資料 5-3-①-(1)-1_成績の試験評価および進級並びに卒業内規
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■認定している □認定していない	◇関係する委員会等の会議資料 資料 5-3-①-(2)-3_ (議事録) 3.1 教員会議(卒業認定) 資料 5-3-①-(2)-6_令和元年度卒業認定審議_R2.3.2 教員会議記録 資料 5-3-①-(2)-07_ (議事概要) 3.11 教員会議
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■周知している □周知していない	◇周知を図る取組の内容(学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。)がわかる資料 資料 5-3-①-(4)-1_釧路工業高等専門学校学業成績の試験、評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規(学生便覧抜粋) 資料 5-3-②-(4)-2「資料 5-3-②-(4)-2_R1.12 月定例教務委員会資料_一般科目履修登録用紙(新5年生)」
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■把握している □把握していない	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 ■令和2年度末からの実施を計画している 資料 5-3-②-(5)-01_R3 年度用(新5年生)_一般選択科目登録用紙 資料 5-3-②-(5)-02_専門選択科目(新4・5年用分野別)_20201204
認証評価による「改善を要する点」	○卒業認定基準に関する学生の認知状況を学校として把握するための取組は十分とはいえない。
改善の取組	第4学年年度末に配布する履修登録用紙に担任から「卒業要件の説明を受けた」「卒業要件を理解した」とのチェック項目を追加した。その結果を学生課にて確認し、第5学年の年度当初に作成した履修科目一覧及び教育課程表を掲示した上で再度本人に確認させることとした。 その他、学生課が年度当初に履修一覧及び成績証明書にて卒業要件を満たしているかを確認し、さらに担任が成績証明書にて卒業要件を満たしているかを確認する。これらの内容を令和2年度末に実施する計画である。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】 「改善の取組」の2段落目の確認を文書の形でエビデンスを残していない。今後は、共通化した様式を用いて、文書の形(できれば電子化して)でアーカイブする必要がある。

評価の視点 6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点 6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。	
関係法令	(設)第3条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ■なっている □なっていない	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料 資料 6-1-①-(1)-1「平成 30 年度学生募集要項」 資料 6-1-①-(1)-2「平成 30 年度入学者選抜実施要項(推薦選抜・特別選抜)」(H29 第 8 回入学試験委員会資料抜粋) 資料 6-1-①-(1)-3_「平成 30 年度入学者選抜実施要項(学力選抜)」(H29 第 9 回入学試験委員会資料抜粋) 資料 6-1-①-(1)-4「平成 30 年度入学者選抜(推薦選抜・特別選抜)面接要領」(H29 第 8 回入学試験委員会資料一部抜粋) 資料 6-1-①-(1)-5_入学者選抜の状況(学校要覧から抜粋) 資料 6-1-①-(1)-6_平成 31 年度学生募集要項 資料 6-1-①-(1)-7_令和 2 年度学生募集要項
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際

に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	
【留意点】 なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇検証する体制に関する資料 資料 6-1-②-(1)-1「入学者選抜方法研究専門部会設置要項」 ◇改善に役立てる体制に関する資料
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■行っている ■行っていない	◇検証を行っていることがわかる資料 資料 6-1-②-(2)-1_入学動機アンケート審議_R2.1.20 広報戦略室議事概要 ■令和 2 年度末からの実施を計画している 資料 6-1-②-(2)-02_入学動機アンケート分析結果_R2 年度第 4 回入学試験委員会議事概要 ■令和 2 年 5 月から 6 月にかけて入学動機に関するアンケートを実施した。
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■改善に役立てている ■改善に役立てていない	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 資料 6-1-②-(3)-01_令和 4 年度以降の入学者選抜について_R2 年度第 5 回入学試験委員会議事概要 ■令和 4 年度以降の入学者選抜にアドミッションポリシーを重視した選抜方法を新設した。
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	令和元年度に見直しを行った入学動機に関するアンケートは、令和 2 年度（5 月 7 日～6 月 4 日）に実施され、第 4 回入学試験委員会（令和 2 年 1 0 月 7 日開催）及び 1 0 月定例運営会議（令和 2 年 1 0 月 2 7 日開催）でその集計・分析結果が報告された。 令和 2 年度の第 5 回入学試験委員会（令和 2 年 12 月 17 日開催）において、令和 4 年度以降の入学者選抜において特別推薦に加えて自己推薦の定員を設けた。特別推薦、自己推薦ともにアドミッションポリシーを強く意識した選抜方法である。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 6 - 1 - ③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	
【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。	
関係法令	(設)第 4 条の 2、第 5 条第 2 項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 45 号）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生定員を学科ごとに 1 学級当たり 40 人を標準として、学則で定めているか。 ■定めている □定めていない	◇学則の該当箇所 学則第 7 条 3 項「学級の編成及び学級定員については、別に定める。」を基に、 資料 6-1-③-(1)-1「創造工学科の教育上の編成等に関する規則」 第 3 条 2 項において規定している。 ただし、本校は 1 学科定員 160 名で 5 分野設置している関係から、学年の特性に応じて、1 学級 40 名で編成を行っていない。高等専門学校設置基準第 5 条 1 項を準用し異なる分野学生からなる基礎クラスは標準の 1 学級 40 名で編制し、分野別に編成する専門クラスについては。40 人を下回る人数でクラスを編制している。
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 資料 6-1-③-(2)-1「入試企画室設置要項」 資料 6-1-③-(2)-2_広報戦略室規則
(3) 過去 5 年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■適正である □超過又は不足がある	令和元年度学校要覧参照
(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善

☒ 行っている ☐ 行っていない ☐ 過去５年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない		により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。 資料 6-1-③-(4)-1_入学者確保の取組(H30 入学試験委員会資料抜粋) 資料 6-1-③-(4)-2_令和元年度入試広報及び入試結果に関する総括審議_R2.3.6 広報戦略室議事概要 のとおり、入試企画室（令和元年度以降は広報戦略室）が入学者確保の取組について、分析及び改善の取組を入学試験委員会に報告し、広報活動の強化に努めている。
認証評価による「改善を要する点」		
改善の取組		
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】	

基準7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点

7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。

観点7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】

- 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。

■整備している

□整備していない

◇体制の整備状況がわかる資料

[資料 7-1-①-\(1\)-1_教務委員会申し合わせ](#)

◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料
[資料 5-3-①-\(2\)-3_（議事録）3.1 教員会議\(卒業認定\)](#)

(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。

■把握・評価している

□把握・評価していない

[資料 5-3-①-\(2\)-6_令和元年度卒業認定審議_R2.3.2 教員会議記録](#)

◇把握・評価の実施状況がわかる資料

[資料 7-1-①-\(1\)-2_DP に対する達成要件](#)

[資料 7-1-①-\(1\)-3_平成 30 年度学生の異動状況](#)

[資料 7-1-①-\(1\)-4_自己達成度評価アンケート](#)

[資料 7-1-①-\(1\)-5_達成度評価アンケート報告_R元.6.5 教務委員会資料](#)

(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。

■認められる

□認められない

◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。

認証評価による「改善を要する点」

改善の取組

特記事項

【優れた点】

【改善を要する点】

観点 7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点 7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点 7-1-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点 1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 資料 7-1-②-(1)-1_キャリア教育支援委員会規則 資料 1-1-①-(3)-1_自己点検・評価実施要項 資料 1-1-③-(1)-3_自己点検・評価申し合わせ ◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 資料 7-1-①-(1)-4_自己達成度評価アンケート 資料 7-1-②-(1)-2_企業アンケート
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料 7-1-①-(1)-4_自己達成度評価アンケート
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 □行っている ■行っていない	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 卒業時の達成度評価アンケート結果から、それぞれの目標に対して4段階評価で2.8～3.0となっており、成果が認められる。企業アンケートにおいて、数学自然科学に関する知識や情報技術に関する知識、専門分野に関する知識は、やや優れていると優れているを含めて8割程度となっており、学習の成果が認められる。
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	資料 1-1-③-(1)-4_卒業生等に対するアンケート (R2.12 実施)
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	■令和2年度の実施を計画している ■令和2年度にアンケートを実施したが回答数が十分ではなかったため、令和3年度のアンケートを実施してのちに把握・評価を行うこととなる。

認証評価による「改善を要する点」	○学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）からの意見聴取を行っていない。
改善の取組	自己点検・評価実施要項及び自己点検・評価申し合わせを制定し、意見聴取の方法等について定めた。 平成28年3月卒業生及び就職・進学先宛のアンケートを令和2年12月に実施し、回答期限を令和3年2月28日までとしているため、分析等は今後行うこととなる。 令和2年12月にアンケートを実施したが、把握・評価をするために十分な回答数を得ることができなかったため、令和3年12月に同様のアンケートを実施したのちに把握・評価を行うこととなる。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法)第122条 (施)第178条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	令和元年度学校要覧参照 資料7-1-③-(1)-1_進路実績 資料7-1-③-(1)-2_令和元年度卒業修了者の進路 R2.4.17 キャリア教育支援委員会資料
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■なっている □なっていない	資料7-1-③-(1)-03_令和2年度卒業・修了予定者の進路内定状況_令和2年度第4回キャリア教育支援委員会資料1 資料7-1-③-(1)-04_釧路高専についての参考資料(令和3年6月版) ◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 最近5年間の進学率と就職率は、ほぼ100%となっており、学習・教育の成果が認められる。進学先は理工系の大学であり、就職先は、それぞれの分野で専門とする企業に就職しており、企業からのアンケート結果からも、養成しようとする人材像に適していると判断できる。

認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 令和元年度に受審した機関別認証評価で「優れた点」として挙げられた事項（下線部）について、令和２年度の取り組みを点検・評価した。 <u>準学士課程（本科）卒業生の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、及びサービス業等となっている。</u> <u>進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も各専門分野に関連した高専専攻科（学士課程）や大学の工学系の学部等となっている。</u> 【改善を要する点】

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。

観点 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

【留意点】

- 観点 1-2-⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。

なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。

■配置している

□配置していない

◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料

教育課程・単位数一覧

（建設・生産システム工学専攻）

（電子情報システム工学専攻）

<https://www.kushiro-ct.ac.jp/sstudy/div-advanced/>

認証評価による「改善を要する点」

改善の取組

特記事項

【優れた点】

【改善を要する点】

観点 8 - 1 - ② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない （根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。 ■考慮している □考慮していない	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料 本校公式 WEB JABEE「生産情報システム工学」 https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3395/
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 8 - 1 - ③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	

(根拠理由欄) 満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できるかと判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■採用されている □採用されていない	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料 資料 8-1-③-(1)-1_開講科目及びバランス表 ◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 資料 8-1-③-(1)-1_開講科目及びバランス表 から講義科目が 79.2%、演習科目が 12.5%、実験・実習科目が 8.4%となっている。講義科目については 38 科目と十分な選択肢を提供している。また演習や実験実習については、全体の科目数比率で 20.9%開講しており、より実践的な学びの場を設けており、適切な授業形態が採用されている。
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） □教材の工夫 □少人数教育 □対話・討論型授業 □フィールド型授業 ■情報機器の活用 □基礎学力不足の学生に対する配慮 ■一般科目と専門科目との連携 □その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料 資料 8-1-③-(2)-1_2019 年度前期授業時間割(計算機室等使用授業 情報機器の活用) 一般科目と専門科目の連携 「技術者倫理シラバス」 https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/SyllabusPDF?school_id=03&department_id=22&subject_id=0001&year=2013&lang=ja&subject_code=&preview=False 技術者倫理において、単に技術者倫理を学ぶだけではなく、技術が社会に及ぼす影響や技術者が社会に対して負っている責任を理解できるよう、専門科目との連携について意識し科目内容を構成している。 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	

特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 8 - 1 - ④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。	
【留意点】 ○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法)第 119 条第 2 項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
（根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科の認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。 ■行っている □行っていない	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料 建設・生産システム工学専攻シラバス https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicSubjects?school_id=03&department_id=21&year=2019&lang=ja 電子情報システム工学専攻シラバス https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicSubjects?school_id=03&department_id=22&year=2019&lang=ja 実施状況については、平成 29 年度 JABEE 認定プログラムを受審した際に「2.2(1)(1)シラバスに基づいて教育が行われているか」との点検項目において、指摘・改善事項は示されておらず、自己点検書及び実地審査を通じて確認が行われている。
認証評価による「改善を要する点」	

改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点 8 - 1 - ⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書 I (1) 4. において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
（根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ☒ 策定している ☐ 策定していない	◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所 資料 5-3-①-(1)-1_成績の試験評価および進級並びに卒業内規 平成 29 年度 JABEE 認定プログラムにおいて「2.2(1)(1)シラバスに基づいて教育が行われているか」との点検項目において、指摘・改善事項は示されておらず、自己点検書及び実地審査を通じて確認が行われている。
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料 資料 8-1-⑤-(2)-1_令和元年度修了認定審議 R2.2.17 教員会議議事概要 資料 8-1-⑤-(2)-01_令和 2 年度修了認定審議 R3.2.22 教員会議議事概要
(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価が	◇学校として把握していることがわかる資料 資料 8-1-⑤-(3)-1「R 元.12.19 専攻科委員会資料

シラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■把握している □把握していない	■授業評価アンケート実施要項を見直し、令和2年度内に実施する計画である。 資料 8-1-⑤-(3)-01「R3.1.25 専攻科委員会議事概要」 シラバス記載どおりに行われていることを校長・教務主事・専攻科長が確認している。
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■周知している □周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 本校公式 WEB 刊行物(学生便覧) https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3276/ 分野・専攻科 https://www.kushiro-ct.ac.jp/sstudy/div-advanced/ 釧路高専三つの方針(専攻科) https://www.kushiro-ct.ac.jp/2017/04/13/3268/ JABEE について https://www.kushiro-ct.ac.jp/2017/06/01/3271/
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■把握している □把握していない	◇認知状況がわかる資料 令和2年6月17日に行われた専攻科ガイダンスで説明が行われ、履修届により認知状況が把握された。 資料 8-1-⑤-(5)-01_履修届用紙
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■定めている □定めていない	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料 資料 5-3-①-(1)-1_成績の試験評価および進級並びに卒業内規
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ある □ない	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規定等がわかる資料 資料 5-1-①-(4)-1_2018 年度年間行事予定表 資料 5-3-①-(7)-2_2020 年度年間行事予定表
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■成績評価の妥当性の事後チェック ■答案の返却 □模範解答や採点基準の提示 □G P A の進級判定への利用	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。 定期試験終了後に答案返却期間を設けており、教科担当教員より模範解答および採点基準が示される。

☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☒ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他	資料 8-1-⑤-(3)-1「R 元.12.19 専攻科委員会資料」 ■成績等保管の方法を見直し、令和 2 年度内に実施する計画である。 令和 3 年 1 月 14 日に開催した教務委員会において、成績評価等に関するセルフチェックを令和 3 年 3 月に実施することを決定し、そのチェック項目に同一の試験問題を使用していないことの確認を盛り込んでいる。専攻科も本科同様に実施予定であったが、令和 3 年 3 月の実施は延期となった。 また令和 2 年度に成績保管サーバーは整備されず、組織的に試験問題の繰り返し使用のチェックはできなかった。 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
認証評価による「改善を要する点」	○成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を学校として把握するための取組は十分とはいえない。 ○学修単位科目において、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握していない。 ○成績評価結果について、意見申立の機会を設定していること及びその期間を学生に周知する取組は十分とはいえない。 ○成績評価資料が適切に保管されていない。 ○学校として成績評価の妥当性の事後チェックを実施しているとはいえない。
改善の取組	各種取組について、教務委員会同様、専攻科委員会においても見直され、令和元年度 3 月定例運営会議（3 月 2 5 日開催）で、平成 2 年度から以下のように実施することが報告された。 ○学修単位科目について、令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月までの授業外学修時間の確認資料を、令和 2 年度末に作成して成績と一緒に保管する。 ○成績評価がシラバス記載どおりに行われているかどうかについて、令和 2 年 2 月に授業評価アンケートと令和 2 年 3～4 月にステップアップ提案書への反映がおこなわれており、今後校長・教務主事・専攻科長による確認が行われる。また、令和 2 年度末に、全教員にアンケートを行い、その集計・分析結果を翌年度の専攻科委員会に提示して、妥当性の事後チェックとする。 ○成績評価結果に対する学生からの意見申立の機会として、定期試験終了後の答案返却期間を含む一定期間を「意見申出期間」と定め、令和 2 年度年間行事予定表に明示して学生に周知した。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】 成績評価等に関するセルフチェックを早急に専攻科において実施すべきである。これが複数年同一の試験問題使用の防止になる。チェック作業のた

めにも成績保管サーバーは整備しなければならない。

(令和3年度から、サーバーが運用され本科は保管可能になったが、専攻科は保管可能になっていない。)

観点8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、JABEE認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。

なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。

■定めている

□定めていない

◇学則等の該当箇所がわかる資料
[資料 8-1-⑥-\(1\)-1_学則\(修了年限\)](#)

(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。

■定めている

□定めていない

◇定めている該当規程や修了認定基準
[資料 8-1-⑥-\(2\)-1_学則\(修了認定基準\)](#)

(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。

■認定している

□認定していない

◇関係する委員会等の会議資料
[資料 8-1-⑥-\(3\)-1_教員会議](#)
[資料 8-1-⑥-\(3\)-2_修了要件確認_R2.2.13 専攻科委員会議事概要](#)
[資料 8-1-⑤-\(2\)-1_令和元年度修了認定審議_R2.2.17 教員会議議事概要](#)

(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。

■周知している

□周知していない

◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料
刊行物(学生便覧)
<https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3276/>
[資料 8-1-⑥-\(4\)-1_R2_専攻科の手引き\(2年生\)](#)

(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■把握している □把握していない	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 ■令和2年度内に実施する計画である。 令和2年6月17日に行われた専攻科ガイダンスで説明が行われ、履修届により認知状況が把握された。 資料8-1-⑤-(5)-01_履修届用紙
認証評価による「改善を要する点」	○修了認定基準に関する学生の認知状況を学校として把握するための取組は十分とはいえない。
改善の取組	令和元年度3月定例運営会議（3月25日開催）で、「令和2年度から、年度当初のガイダンスで修了要件の説明を受けたことと修了要件を確認したことを履修届に各自チェック項目を設ける」という改善方策が報告された。 令和2年度は、令和2年6月17日に行われた専攻科ガイダンスで説明が行われ、履修届により認知状況が把握できることとなる。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

評価の視点

8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。

観点8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学
者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

【留意点】

○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。

■なっている

□なっていない

◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料
専攻科募集要項

<https://www.kushiro-ct.ac.jp/2014/05/21/3294/>

資料8-2-①-(1)-1_平成31年度専攻科学生募集要項

資料8-2-①-(1)-2_平成31年度専攻科学生募集要項（第2次）

資料8-2-①-(1)-3_2020年度専攻科学生募集要項

資料8-2-①-(1)-4_2020年度専攻科学生募集要項（第2次）

認証評価による「改善を要する点」

改善の取組

特記事項

【優れた点】

【改善を要する点】

観点8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】 なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇検証の体制に関する資料 資料 8-2-②-(1)-1_専攻科委員会規則 ◇改善に役立てる体制に関する資料 資料 8-2-②-(1)-2_H30 年度 10 月定例専攻科委員会議事録 資料 8-2-②-(1)-3_R2.1.29 専攻科委員会資料
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇検証を行っていることがわかる資料 ■令和 2 年度内に実施する計画である。 年度初めに行う専攻科ガイダンス時にアンケートを配付し、実施した。 資料 8-2-②-(2)-01_専攻科入学動機等に関するアンケートについて
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■改善に役立てている □改善に役立てていない	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 入学生数が少ないことから、アンケートの回答を今後蓄積させ、関係委員会において検証し、改善に役立てる予定。
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	専攻科委員会において見直しが行われ、令和元年度 3 月定例運営会議（3 月 25 日開催）で、「令和 2 年度入学者からアドミッション・ポリシーに関するアンケートを実施する」という改善方策が報告された。 令和 2 年 6 月 17 日に行われた専攻科ガイダンスで、1 年生に対して入学動機等に関するアンケートが実施された。 令和 2 年度内に実施結果の報告と分析について見つけることができなかった。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】 入学者のアドミッション・ポリシーに関するアンケートは実施され始めたが、継続的にその結果報告と分析を行うことが、専攻科教育の向上につながる。

観点 8 - 2 - ③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において

て定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇学則等の該当箇所 資料 8-2-③-(1)-1_学則(専攻科入学定員部分)
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 資料 2-1-③-(1)-6「入学試験委員会規則」
(3) 過去 5 年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ☒ 適正である ☐ 超過又は不足がある	令和元年度学校要覧参照
(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない ☐ 過去 5 年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。 資料 8-2-①-(1)-2_平成 31 年度専攻科学生募集要項（第 2 次） 資料 8-2-①-(1)-4_2020 年度専攻科学生募集要項（第 2 次）
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	令和元年度 3 月定例運営会議（3 月 2 5 日開催）で、「令和 2 年度進学ガイダンス等から P R を強化することと、令和 3 年度に向けて魅力あるカリキュラムを検討する」という改善方策が報告された。 令和 2 年 1 2 月 7 日に行った進学ガイダンスにおいて、専攻科長から専攻科についての P R が行われた。また、8 月定例運営会議（令和 2 年 8 月 2 6 日開催）では、令和 3 年度入学者向け教育課程表が示された。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

評価の視点

8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

- 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。

■整備している

□整備していない

◇体制の整備状況がわかる資料

[資料8-2-②-\(1\)-1_専攻科委員会規則](#)

◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料
資料8-1-⑥-(3)-2_修了要件確認_R2.2.13 専攻科委員会議事概要

資料8-1-⑤-(2)-1_令和元年度修了認定審議_R2.2.17 教員会議議事概要

(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。

■把握・評価している

□把握・評価していない

◇把握・評価の実施状況がわかる資料

[資料8-3-①-\(2\)-1_H2812 専攻科委員会\(授業アンケート達成度評価\)](#)

(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。

■認められる

□認められない

◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。

認証評価による「改善を要する点」

改善の取組

特記事項

【優れた点】

【改善を要する点】

観点8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ (1)の体制の整備が、観点 8－3－①同じ体制で実施されている場合には観点 8－3－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点 1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 資料 8-2-②-(1)-1_専攻科委員会規則 資料 1-1-①-(3)-1_自己点検・評価実施要項 資料 1-1-③-(1)-3_自己点検・評価申し合わせ ◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 資料 8-3-②-(1)-2_企業アンケート
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 2 年在学時に達成度評価を行っている。 資料 8-3-①-(2)-1_H2812 専攻科委員会(授業アンケート達成度評価)
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 □行っている ■行っていない	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 企業アンケートにおいて、数学自然科学に関する知識や情報技術に関する知識、専門分野に関する知識は、やや優れていると優れているを含めて 8 割程度となっており、学習の成果が認められる。
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	資料 8-1-⑤-(3)-1_R 元.12.19 専攻科委員会資料 ■卒業生及び修了生並びに卒業生及び修了生の進路先に対するアンケートについて、令和 2 年度の実施を計画している。
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	令和 2 年度から修了後 5 年を経過した修了生、就職先の人事担当者及び進学先の指導教員に対して、学修・教育の成果に関するアンケートを実施しているが、集計可能な回答数が少なかつたため、次年度に向けて実施方法を工夫する予定である。なお、本校独自の上記アンケートとは別に高専機構でも全国高専の卒業生・修了生を対象に年度末に満足度アンケートを実施している。 資料 8-1-⑤-(3)-01 R3.1.25 1 月定例専攻科委員会議事概要

認証評価による「改善を要する点」	○学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）からの意見聴取を行っていない。
改善の取組	自己点検・評価実施要項及び自己点検・評価申し合わせを制定し、意見聴取の方法等について定めた。 平成28年3月卒業生及び就職・進学先宛のアンケートを令和2年12月に実施し、回答期限を令和3年2月28日までとしているため、分析等は今後行うこととなる。
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】

観点8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	令和元年度学校要覧参照 ◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 最近5年間の進学率と就職率は100%となっており、学習・教育の成果が認められる。進学先は、理工系の大学院であり、就職先は、それぞれの専門分野とする企業に就職しており、企業からのアンケート結果からも、養成しようとする人材像に適していると判断できる。 資料7-1-③-(1)-2_令和元年度卒業修了者の進路_R2.4.17 キャリア教育支援委員会資料 資料7-1-③-(1)-03_令和2年度卒業・修了予定者の進路内定状況_令和2年度第4回キャリア教育支援委員会資料1 資料7-1-③-(1)-04_釧路高専についての参考資料(令和3年6月版) 資料8-3-③-(1)-01_釧路高専についての参考資料(令和2年6月版)
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■なっている □なっていない	
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	

特記事項	【優れた点】 令和元年度に受審した機関別認証評価で「優れた点」として挙げられた事項（下線部）について、令和2年度の取り組みを点検・評価した。 専攻科課程（学士課程）修了生の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、及びサービス業等となっている。 進学について、令和2年度の希望者はいなかったが、例年の進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も専攻の分野に関連した大学の科学技術系の研究科等となっている。 【改善を要する点】

観点8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない □学位の取得を目的としていないので、該当しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1)過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	◇学位取得状況がわかる資料 資料8-3-④-(1)-1_R 元.6.13 教員会議資料
認証評価による「改善を要する点」	
改善の取組	
特記事項	【優れた点】 【改善を要する点】